

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	88 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	52 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	56 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び平成 2 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月まで
② 平成 2 年 8 月

私は、昭和61年9月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 9 月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、「過年度保険料の督促等について」（昭和 62 年 6 月 8 日付社会保険庁国民年金課長通知）によれば、社会保険事務所（当時）は、前年度分の保険料が全期間未納となっている者に対して、当該年度の 7 月末日を基準日として未納の過年度保険料の納付書を発行することとされていたことから、申立人の場合には、平成 2 年 7 月末日を基準日として当該期間の過年度保険料の納付書が発行されたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の平成元年 4 月から 2 年 7 月までの 16 か月分の保険料を納付しており、当該期間 1 か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和61年9月から63年3月までの期間については、上記の平成2年7月末日を基準日とした場合、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の過年度保険料

の納付書は発行されない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間及び平成2年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から同年 8 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に勤務先を退職してすぐに区役所の出張所で国民年金に任意加入した。申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、勤務先を退職した昭和 60 年 3 月に区役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したと説明しており、オンライン記録上、申立人は昭和 60 年 9 月 2 日に任意加入とされているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には昭和 60 年 3 月 14 日に任意加入した旨が記載されており、区の確認印も押されていることから、申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで

私の夫は、昭和 36 年に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直後から昭和 41 年 9 月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より前の 36 年 2 月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 41 年 9 月に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間②直後の 44 年 4 月に国民年金に再加入した旨が記録されており、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができなかったものと考えられることなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年度のうち 6 か月及び昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年度のうち 6 か月
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 9 月

私は、昭和 36 年に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間直後から昭和 45 年 9 月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より前の 36 年 2 月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるとともに、申立期間①が含まれる昭和 36 年度は、6 か月分の保険料が納付済み、6 か月分の保険料が未納と記録されているため、本来、申立人の被保険者台帳を特殊台帳として保存することとされているにもかかわらず、申立人の被保険者台帳が保存されていないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であり、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間より前の昭和 45 年 9 月に国民年金被保険者資格を喪失し、当該期間直後の 46 年 10 月に国民年金に再加入した旨記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年度のうち 6 か月及び昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳の時、母が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、婚姻前は母が、婚姻後は自分で、当時婚姻していた妻が国民年金に加入してからは、妻が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認できる事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から42年9月まで

私は、昭和42年10月に再就職し、その後申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和42年10月に就職した後、さかのぼって納付書によりまとめて納付したと具体的に説明しており、その納付方法は当時の過年度保険料の納付方法と合致する。また、申立人の国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号が払い出された時点で申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立人は41年12月に一時不在処理されていたが、42年12月に同年10月から居住していた区で所在が判明し、43年1月に国民年金被保険者台帳が当該区を管轄する社会保険事務所（当時）に移管された旨記載されていることから、43年4月以降に申立期間の保険料を過年度納付することができたと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年12月まで

私は、昭和51年ごろ、勤めていた会社の事務を行っていた社長夫人に国民年金に加入するよう勧められ、加入手続をしてもらった。その後、私は申立期間の国民年金保険料を3回に分けてさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年11月時点では、当該期間を含む50年10月から53年3月の保険料を現年度及び過年度納付することができ、納付書により金融機関で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び過年度保険料の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年2月から50年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、53年7月から実施されている第3回特例納付により当該期間の保険料を納付することができるものの、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、当該期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月及び同年9月
② 昭和47年2月から49年3月まで

私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人は当該期間直後の49年4月から60歳になるまで、免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年5月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人及び申立人の夫の保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②のうち昭和47年2月から48年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和 46 年 10 月に私が婚姻するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から 60 歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 9 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付したとする父親及び母親は、父親の厚生年金保険加入期間を除き申立期間が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 62 年 12 月

私は、納付書又は口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、それぞれ 12 か月、1 か月と短期間である上、申立期間前後の期間は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。また、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の元妻は、申立期間①の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私は、昭和48年に会社を退職後、母に勧められて国民年金に加入した。その少し後に、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとのお知らせをもらい、厚生年金保険とつながるように、送付されてきた納付書で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から平成8年5月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料の未納期間はなく、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年7月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、複数回の転居の都度、適切に住所変更手続を行っていることが年金手帳から確認でき、昭和52年度には前納制度を活用するなど、国民年金に対する関心は高かったものと認められることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 11 月まで

私は、39 年 11 月に区役所でそれまで申請免除していた期間の保険料の追納の申込みをし、翌月から 3 回以上に分けて区役所で追納保険料を納付した。申立期間が申請免除とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 39 年 4 月から同年 11 月までの期間については、申立人は、区役所で保険料を納付したと説明しており、申立人が当時居住していた区では、当該期間の保険料を現年度保険料として区役所で納付することは可能であったと説明しており、申立人が分けて納付したとする納付額のうち 1 回の納付額は当該期間の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の追納手続及び追納したとする保険料額に係る記憶が曖昧である。また、申立人は、前述のとおり、当該期間の追納保険料を区役所で納付したと説明しているが、申立人が居住する区では過年度となる当該期間の追納保険料を区役所で納付することはできなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認

められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで
私は、20歳ごろに国民年金に加入し、婚姻後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が所持する領収書により、申立人は、申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年12月まで
② 昭和60年8月及び同年9月

私は、父から国民の義務だからと言われて、区役所で国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、当該期間は9か月と短期間である。また、申立期間前後を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を昭和62年12月15日に納付していたことは確認できるものの、納付時において当該期間は時効により納付できない期間であることから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。また、オンライン記録に当該期間に係る還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日、振込先の預金口座番号及び送金通知書作成年月日が明確に記載されており、この記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和59年4月から同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から40年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、20歳になったころ、国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は、私が夫婦2人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫も当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳ごろに国民年金に加入した後、保険料を納付していたと主張しているが、加入手続及び当該期間の保険料納付に関する記憶が曖昧であり、当該加入時に国民年金手帳を受領した記憶が無い。

また、申立人は、昭和41年ごろに夫婦のそれまでの未納期間の保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、納付したとする保険料額は、当該期間の保険料を一括納付した場合の金額と大きく相違するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人と夫の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7343

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚後に国民年金に加入してから、夫婦二人分の国民年金保険料を未納無く納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、結婚後の昭和 47 年 10 月以降、申立期間を除き 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、私か夫のどちらかが納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の夫も当該期間の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は当該期間のうち昭和37年4月から40年3月までの保険料が納付済みであるものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫の手帳記号番号払出時期よりも遅い当該期間後の40年8月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち38年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、38年7月から40年3月までの期間についても、申立人夫婦はさかのぼって納付した期間、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年11月から3年3月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月及び同年9月
② 昭和62年9月から同年12月まで
③ 平成元年1月から6年3月まで

私の妻は、昭和61年4月に私が退職した後、自宅に来た市の職員に勧められ夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金に来た市の職員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち平成2年11月から3年3月までの期間については、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人が国民年金に加入した昭和61年5月以降60歳到達時までの保険料について、当該期間及び妻の申請免除期間を除き申立人夫婦の保険料の納付済期間及び未納期間は、すべて同一であること、納付済期間の保険料は、夫婦同一日又は近接日に納付されていることがオンライン記録等により確認できること、保険料を一緒に納付していたとする妻は、当該期間の保険料を納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち平成2年11月から3年3月までを除く期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、納付状況について集金人に納付していたこと以外の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳により納付日が確認でき

る申立人夫婦の申立期間①直後の昭和61年10月以降の納付済保険料は、63年4月分を除きすべて時効期間経過直前に過年度納付されており、申立期間①及び②直後の保険料が過年度納付された時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であること、また、申立期間③のうち平成2年10月以前の期間については、上記の妻の2年11月から3年3月までの保険料が納付された4年12月の時点では、時効により保険料を納付することができないこと、さらに、申立期間③のうち3年4月以降の期間については、夫婦とも保険料が未納であり、妻が保険料を納付していたとする市の職員は、当該期間中の4年に退職していることが確認できることなど、妻がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで

私は、区出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をすべて途切れずに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金の制度発足以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金への加入手続に関する記憶は具体的であり、出張所で保険料を印紙検認により納付したと記憶する納付方法は、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人のオンライン記録では、昭和36年度及び37年度の保険料の納付月が特定されていないなど、申立人の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 6 月まで
私の国民年金保険料は、私の姉が姉夫婦の保険料と一緒に 3 人分納めていてくれたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、昭和 45 年 7 月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 45 年 5 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であった。

また、申立人の所持する年金手帳の印紙検認欄には、申立期間のうち昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間は検認印が押されており、45 年 4 月から同年 7 月までは検認印が押されていないが、同様に検認印が押されていない 45 年 7 月から 46 年 3 月までは、オンライン記録では納付済みとなっている上、申立人の姉が納付したと記憶している金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致していること、申立期間の保険料を納付してくれたとする姉夫婦は、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、主人と結婚後、義父が加入手続時にさかのぼって納付できる保険料を納付したと義父から聞いていた。その後は、私が夫婦2人分の保険料を納めてきた。私の夫の保険料も、義父が同じようにさかのぼって保険料を納付し、記録も納付済みとなっている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年4月時点では、保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。

また、申立人は保険料を納めたとする義父から「夫と同じように、国民年金加入時に、保険料をさかのぼって納付しておいた。」と聞いたことを記憶しており、義父が保険料を納めたとする申立人の夫及び義姉は、手帳の記号番号が払い出された昭和39年4月時点で、2年分の保険料をさかのぼって納付していることがオンライン記録で確認できる上、義父が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで
② 昭和60年4月

私は昭和46年3月に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を一括納付し、申立期間②の保険料は納付書で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、昭和40年5月から平成5年5月まで国民年金保険料を第3号被保険者の期間を除き、特例納付を含めすべて納付している。また、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、第1回特例納付及び過年度納付を行ったことにより、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給期間を満たすことが可能となり、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、私が結婚するまで、父と母と私の3人の国民年金保険料を納付してくれたはずである。結婚後、父から国民年金手帳を渡された際「20歳から今まで納付してきた。今後は自分で納付するように」と言われたので父はすべて納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和44年4月以降は60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年8月の時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、年金手帳を父から受け取った際に「20歳から今まで納付してきた。」と言われたことを記憶している上、保険料を納付したとする父親及び母親は、申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料を免除されていたものと認められ、また、47 年 5 月から 49 年 4 月までの期間及び 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 1 月まで
③ 昭和 44 年 10 月から 49 年 4 月まで
④ 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、遅れることはあっても納付したはずである。特に昭和 49 年ごろからは、夫の分の保険料は納付しないことはあっても、自分の分の保険料は納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が免除申請の手続を行ったとする申立人の夫は申請免除期間となっている上、当時、申請免除は通常 4 月から行われていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間③のうち、昭和 47 年 5 月から 49 年 4 月までの期間については、過年度納付が可能な期間であり、過年度納付の動機、納付手続の時期、納付した期間及び保険料の納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間④については、15 か月と比較的短期間であり、前後の期間は納付済みである。また、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人の夫も納付済みになっているなど、申立内容

に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付した保険料額等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の夫については、受給要件を満たすために、第3回特例納付により納付をしていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③のうち昭和44年10月から47年4月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が過年度納付をしたと主張する昭和49年5月時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、納付した保険料額等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を免除されていたものと、また、47年5月から49年4月までの期間及び50年1月から51年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、結婚した昭和 40 年 2 月ごろに夫婦二人の国民年金の加入
手続を行い、当初は、区の集金人に、42 年 5 月に別の区に転居してからは、
郵便局で国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付できない時があっ
たが、保険料を納付する時には、夫婦一緒に保険料を納付してきた。私だ
け申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②直後から 60 歳になるまで、申請免除期間を除き国民
年金保険料をおおむね納付しており、申立期間②は 9 か月と短期間である。
また、印紙検認により自宅に来た区の集金人に申立期間①の保険料を納付し
たとする方法及び納付書により金融機関で申立期間②の保険料を納付したと
する方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の納付場所と
合致する。さらに、申立人夫婦は、申立期間①の直前の昭和 41 年 1 月及び
44 年 8 月に国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されており、結婚し
たとする昭和 40 年 2 月から申立人が 60 歳になるまで、申立期間を除き、未
納期間、納付済み期間、申請免除期間及び付加保険料納付済み期間が同一で
あることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、
申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に
不自然さはみられない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで
② 昭和42年8月から45年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、当時勤務していた看護婦家政婦紹介所の経営者が、同僚の看護婦の分と一緒に区役所で納付していたはずである。また、申立期間②の保険料は、転居後、自身で国民年金に加入した際、2年分をさかのぼって納付するように勧められ、納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の昭和45年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された、44年10月時点で、当該期間は保険料を過年度納付及び現年度納付することができる期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の勤務先の経営者が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする経営者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明である。また、勤務先の経営者が保険料を申立人の分と一緒に納付していたとする同僚7名のうち3名は申立期間又はその一部が未納となっているなど、経営者が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年7月まで

芸者として住み込みで働いていた間、私の雇用主は、私の国民年金の加入手続を行い、一緒に住み込みで働いていた姉及び同僚の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の雇用主の下で一緒に住み込みで働いていたとする申立人の姉及び同僚は、申立人と同日に国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、昭和42年9月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を区の出張所で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで

私の妻は、昭和 56 年 7 月に外国から帰国した直後に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和 56 年 9 月に払い出されている。また、申立人と同日に手帳記号番号が払い出され、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 11 月に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和 42 年 9 月に払い出されており、同年 11 月に申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。また、申立人から提出された家計簿には、42 年 11 月に申立期間の保険料を納付した旨記載されており、当該記載金額は、申立期間の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7377

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

私の妻は、昭和 54 年の婚姻後、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から昭和 62 年 11 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 9 か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、55 年 1 月に払い出されており、申立期間は現年度納付が可能であるとともに、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする区の出張所は、当時、現年度保険料の収納を取り扱っている。さらに、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料（昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までについては、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 50 年の退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和 51 年に実家に戻り、父の相続等で多忙であったため、保険料が未納となった期間もあったが、その後に母から今ならさかのぼって保険料を納付できることを聞き、預金から 11 万円ほどおろしてまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は 53 年 8 月に付加保険料を含めた国民年金保険料の納付を申し出て国民年金に加入していることが確認でき、当該加入時点は第 3 回特例納付が実施されていた期間であること、申立人がまとめて納付したと記憶している金額は、50 年 6 月から 54 年 3 月までの期間を特例納付を含めて納付した場合の保険料額及び 53 年 8 月から 54 年 3 月までの期間の付加保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、居住していた市にお

いて、昭和 54 年 1 月 10 日に転出していることが確認できるものの、昭和 60 年に申立人に対して新たな手帳記号番号が払い出されるまでの間は、再度申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、当該期間の納付書が申立人に発行されていたとは考えられないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料（昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までについては、付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

私の妻は、昭和 52 年ごろ、7 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、当該期間を含む昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は、誤納付であるとして 55 年 10 月 15 日に一括して還付決議が行われ、同月 30 日に還付されていることが還付整理簿等から確認できるが、うち当該期間直後の 52 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料は、当該還付後も納付済みとされていることから、当該期間の保険料のみ未納とされなければならないことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、妻は、受給資格期間を満たすために 7 年分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年 3 月に払い出され、当該払出時点で 21 か月分の保険料を特例

納付し、52年1月から54年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することにより、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たすことになるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年9月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、勤めていた商店を辞めた以降の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年11月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は第2回特例納付実施期間中の50年11月に夫婦連番で払い出され、当該期間直前の24か月分の国民年金保険料を特例納付により納付していることが確認できるが、さかのぼって納付したとする金額は、当時特例納付の対象となる当該期間を含む40年1月から48年3月までの期間の保険料を特例納付し、48年10月から50年3月までの期間の保険料を過年度納付した場合の夫婦二人分の金額におおむね一致していること、申立人は、上記の手帳記号番号払出時点で、特例納付をしなくても、39年12月以前の厚生年金保険加入月数、48年10月以降60歳まで納付した場合の納付月数を合わせると、年金の受給資格期間を満たすことから、年金を満額に近づけるために特例納付をしたものと考えられること、申立期間後60歳到達時まで未納の期間がないことなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は第2回特例納付の対象期間ではないこと、上記の手帳記号番号の払出時点では、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入後、もれなく国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和50年5月に国民年金に任意加入後60歳到達時まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間に近接する昭和52年4月及び昭和55年12月に転居しているが、転居の際の住所変更手続も適切に行っていることが申立人の所持する国民年金手帳等から確認できるなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私は、父に国民年金の加入手続を行ってもらい、約 3 年間は国民年金保険料を納付してもらっていたが、それ以降は、遅れながらも自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳以降 60 歳到達時まで、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、当該期間直後の昭和 55 年 4 月に強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行っていることが確認でき、当該手続時点で直前の当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立期間②については、申立人が所持する区からの「国民年金保険料納入のお知らせ」により、当該期間後間もない 58 年 11 月 25 日時点で当該期間を含む同年 7 月から 12 月までの保険料が未納であったことが確認できるが、このうち同年 10 月から 12 月までの保険料は納付されているほか、近接した時期に 3 回にわたり重複納付により保険料が還付されており、申立人は、当時保険料が未納とならないよう納付に努めていたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、同年5月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月1日まで

「ねんきん特別便」で、申立期間について加入記録が無いことがわかった。同期入社と同僚の記録はあるのに自分の記録がないのは納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の在籍証明書等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証、厚生年金記号番号払出簿及びB国民健康保険組合発行の被保険者資格証明書によると、申立人の資格取得日は昭和46年4月1日であることが確認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得が取り消されている記載が確認でき、同僚の一人も申立人と同様に昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、資格取得が取り消されている記載が確認できるものの、かかる取消しを行う合理的な理由は見当たらない上、当該同僚の記録が、再度同年4月1日に訂正されていることが確認でき、年金事務所は当該訂正について関係書類が残されておらず理由は不明としている。

なお、申立人と同じ入社年月日で同じ研究所に異動になった同僚4人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和46年4月1日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は取消し前の昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿の取消し前の記録から、4万8,000円にすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年 12 月 29 日から 2 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 4 月から同年 7 月 1 日まで
② 平成元年 12 月 29 日から 2 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成元年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人より提出のあった当該期間に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が A 社に平成元年 12 月 31 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社は、当時の保険料控除は当月控除であったとしているところから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成元年 12 月の給与明細書の保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成元年 12 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は証拠書類は無いものの申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていること

から、事業主が資格喪失日を同年 12 月 29 日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、平成元年 7 月 1 日加入と記録されており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A 社が社会保険手続を依頼している B 社へ宛てた申立人の入社日が確認できる資料では、平成元年 7 月 1 日入社と記載されている。

さらに、A 社が保管している、申立人の身元保証書には平成元年 7 月 4 日付けの日付が記載されており、同社は、「同年 4 月入社なら同年 7 月に提出させることはない。」としている。

加えて、申立人は、「もしかすると、平成元年 4 月から同年 6 月までは、私の勘違いかも知れない。」としている。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年2月1日であると認められることから、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月1日から20年2月1日まで

昭和16年4月1日にA社に入社し、その後、19年9月に陸軍に徴兵され、20年11月に復員したが、徴兵されていた間も、給与は受領していたので厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員原簿によれば、申立人について、昭和14年2月24日入社、40年4月30日退職との記載があることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認できるが、オンライン記録において、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていない。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、A社B支店において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年1月31日に資格喪失、その後、倉庫会社の統制会社であるC社D支店において、同年2月1日に資格を取得していることが確認できる。

一方、E局の発行する軍歴確認書によれば、申立人が昭和19年9月5日に陸軍に召集され、20年11月11日に復員したことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間のうち、昭和20年1

月31日から同年2月1日までの期間について、仮にA社により、申立人の資格喪失日が同年1月31日とする届出が行われ、同年1月が厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者資格取得日は、厚生年金保険法が施行された同年10月1日とすることが妥当であり、かつ、申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年2月1日であったと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年10月から20年1月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和19年6月1日より前の期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、当該期間において、A社において事務員であったとしていることから、筋肉労働者ではなかったと考えられ、申立期間のうち同年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間であることから、申立期間のうち、16年4月1日から19年10月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を170円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している個人別労働者名簿並びに同社の現在の社会保険事務の担当者及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は昭和20年7月1日に同社本社から同社B工場に異動し、同年11月1日に同社同工場から同社本社に異動するまで同社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和20年6月及び同年11月の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、170円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無く不明である。」と回答し

ているものの、事業主が申立人に係る資格取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録しなかったとは考え難いことから、申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 20 年 7 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行うことができず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から22年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月25日から22年12月10日まで
A社（現在は、A社B本社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間において勤務していたことは間違いないので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社が提出している在籍証明書によると、申立人が申立期間を含む、昭和21年7月25日から平成6年9月6日までの期間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C健康保険組合の記録によると、申立人は昭和21年9月1日に同組合の加入員資格を取得しており、加えて、同組合の担当者は、「当組合の加入事業所においては、健康保険と厚生年金保険の資格取得日が同日になるように手続が行われている。」と述べている。

さらに、A社B本社の現在の人事担当者は、「当社に残る古い社会保険に関するマニュアル（年代は不明）に、健康保険と厚生年金保険の手続は同時に行うことが示されている。申立人の同手続については、厚生年金保険の届出のみ何らかの理由で漏れてしまったのではないか。保険料の控除については、当時から健康保険と厚生年金保険の保険料は一緒に

控除していたはずなので、申立人がC健康保険組合の加入員資格を取得した昭和21年9月1日以降は間違いなく厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から22年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、この控除されていた期間の標準報酬月額については、同年12月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無く不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

加えて、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和21年7月25日から同年9月1日までの期間については、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員で回答のあった12名のうち、複数の従業員は、「A社には試用期間が数か月あった。」と回答し、また、回答のあった12名のうち約半数の者が、「自身のA社における入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が同時ではなかった。」と回答しており、加えて、上述の同社に残る古い社会保険に関するマニュアルにおいて同社の社会保険の取扱いが示されていることから、同社が申立人を21年7月25日に厚生年金保険のみ加入させ、厚生年金保険料のみ控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和21年7月25日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製造所における資格取得日に係る記録を昭和62年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月26日から同年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の社員履歴カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和62年6月26日にA社本社から同社B製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B製造所における申立人に係る昭和62年7月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和62年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社B作業所における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は7,000円、同年4月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から同年5月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る従業員カード及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和26年4月1日にA社B作業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和26年2月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、同年3月は7,000円、同年4月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和48年10月1日、資格喪失日は49年7月1日であると認められることから、申立人の同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社同工場に勤務しており、また、厚生年金基金の加入記録はあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人によるA社C工場に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間に同社同工場に継続して勤務していたことが認められる。

一方、D会から提出のあった申立人に係る「中脱記録照会（回答）」等により、A社が加入していたE厚生年金基金（当時）における申立人の資格取得日が昭和48年10月1日、資格喪失日が49年7月1日であることが確認できる。

また、申立てに係るグループ会社の人事労務関係業務を担当しているF社では、申立期間当時、A社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社C工場において、昭和48

年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対してそれぞれ行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A組合に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同組合に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出のあった申立期間に係る「給料個人別明細表」の写し、並びに同組合から提出のあった申立人に係る「社員名簿」の写し、事業主の回答及び同組合の当時の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、A組合は、官報において設立年月日が昭和35年*月*日であることが確認できる法人事業所であり、上記「給料個人別明細表」の写しにより5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「給料個人別明細表」の写し及び申立人のA組合における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和59年10月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、B社の関連会社であるC社から提出のあった申立人に係る「社内経歴表」等により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社が加入していたD健康保険組合から提出のあった申立人に係る「健康保険資格証明書」等により、申立人の健康保険の被保険者資格取得日が昭和59年10月1日であることが確認できる。

また、D健康保険組合では、申立期間当時、A社では、社会保険事務所及び健康保険組合への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和59年10月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月26日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月から同年6月までの期間は19万円、同年7月から6年3月までの期間は22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から6年4月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社が倒産した平成7年まで継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、平成元年4月3日から申立期間を含め、7年4月5日までの期間、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年4月30日（以下「全喪日」という。）以降の6年4月26日に、4年7月の厚生年金保険の標準報酬月額の随時改定並びに同年10月及び5年10月の標準報酬月額の定時決定がさかのぼって取り消された上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を4年4月30日に喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人と同様に、全喪日以降の平成6年4月26日に、いったん記録された厚生年金保険の標準報酬月額の定時決

定又は随時改定がさかのぼって取り消された上で、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われている被保険者が8人確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたことが認められ、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である6年4月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、平成4年4月から同年6月までの期間は19万円、同年7月から6年3月までの期間は22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間である平成16年8月10日及び同年12月15日における標準賞与額に係る記録を、共に60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書及びA社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月15日に同社から賞与の支払を受け、同年8月10日は61万5,000円、同年12月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、共に60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和27年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店における資格取得日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和55年5月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②の加入記録が無い。

申立期間①については、異動はあったが、昭和26年4月からA社に継続して勤務しており、申立期間②については、55年5月からB社に取締役として入社し、同社C支店で勤務していたので、各申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社本社で厚生年金保険に加入したことが確認できる元従業員は、「申立人と一緒に昭和27年7月にD支店から本社へ転勤した。」と供述している。

また、被保険者名簿により、申立人は、昭和26年4月4日にA社

E支店で被保険者資格を取得してから31年5月1日に喪失するまで、E支店、D支店、本社と異動し、5年以上厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、申立期間のみ未加入となっているのは不自然である。

さらに、被保険者名簿により、昭和27年7月1日から同年8月1日までの間に、A社の各支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社本社で被保険者資格を取得している従業員が申立人を含めて5名いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社に継続して勤務（昭和27年7月1日に同社D支店から同社本社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、B社から提出された昭和55年5月30日の取締役会議事録及び同社総務課担当者の「当社での従業員の入社の取扱いは、各月の1日付けである。」との回答により、申立人は、同年5月1日から同社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、B社の上記の総務課担当者の「申立人は、当社へ役員として入社したので、社会保険料を控除しなかったとは考えにくい。」との回答により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和55年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月から20年12月まで

厚生年金保険の記録では、申立期間の加入記録が無いが、昭和18年10月にA社C製作所に入社後、すぐに同社B製作所D課に異動し、20年12月まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社B製作所のD課でE省へ物資申請書を提出する仕事をしていた等、当時の同社B製作所における仕事内容について詳細に記憶していることから、申立期間当時、同社B製作所に勤務していたと推認できる。

また、現在保管されているA社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、年金番号や記載状況から、戦後に復元されたものであることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人が記憶していた上司の名前は見当たらないが、オンライン記録では、当該上司が昭和19年10月1日から20年8月28日まで厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険法の施行に伴い同年10月1日から厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い原因としては、事業主の届出漏れ、保険者によ

る被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た現在において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を行えない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるか特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上のように、申立人が申立期間にA社B製作所に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、戦火による焼失等により滅失した可能性が高いと認められること等の事情を考慮すると、事業主は、厚生年金保険の保険料控除が開始された昭和19年10月1日に、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人は、同社B製作所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年8月28日まで厚生年金保険に加入していたとすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 申立期間のうち昭和18年10月から19年9月30日までの期間については、労働者年金法により、同法の被保険者は、筋肉労働の男性のみで、女性である申立人は対象外とされていたことから、申立人が、当該期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

3 申立期間のうち昭和20年8月28日から同年12月までの期間については、申立人が「終戦の翌日から実家に戻った。」と供述していることから、申立人は、当該期間にA社B製作所に勤務していなかったと推認できる。

また、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社B製作所は、昭和20年8月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。

さらに、A社B製作所は、既に解散しており、当時の代表取締役は死亡していることから、同社及び当該代表取締役から、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B本社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年7月15日）及び資格取得日（45年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を42年7月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年9月までは2万4,000円、同年10月から44年9月までは3万3,000円、同年10月から45年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月15日から45年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には昭和42年2月から現在まで継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社から提出された申立人の人事記録に、「昭和42年4月から45年6月まで本社S局事務補助員として勤務」と記入されていることから、申立人が申立期間当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は昭和41年4月から45年3月まで、A社B本社に勤務しながら夜間高校に通学したとしており、申立人と同じように同社に勤務しながら夜間高校に通学した同僚は、高校に通学していた時期も厚生年金保険の加入記録がある。

さらに、A社B本社人事部課長の「人事記録と厚生年金保険台帳により、少なくとも昭和42年4月から、申立人は継続して当社に勤務し給与

を支払っていたので、保険料を控除していたと考える。」との回答により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 42 年 7 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 44 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 45 年 3 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考えられないことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から45年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を43年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年10月から44年9月までは5万6,000円、同年10月は6万円、同年11月から45年7月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から45年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には昭和43年9月10日から46年3月21日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年10月1日から45年8月1日までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録、厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人はA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時の同社の元従業員に厚生年金保険料控除について照会したところ、複数の者が「厚生年金保険料と厚生年金基金掛金が給料から控除されていた。」と回答していることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入記録から、昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月は 6 万円、同年 11 月から 45 年 7 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、B 厚生年金基金は、「厚生年金保険と厚生年金基金の資格取得届は複写式であるが、事業所から基金と社会保険事務所（当時）へ別々に資格取得届が提出されている。」と回答し、A 社も「別々に届出を出していたと思う。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入している者が 17 人いることが確認できるが、同年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入した元従業員のうちの一人は、「私も入社時から給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず約 6 か月の未加入期間がある。同社は係員の事務処理のミスと説明しているが、同社が意図的に行ったと思っている。この件は、同社から社会保険事務所への未納保険料分の返還を受けることで決着した。」と回答している。

以上のことから、A 社では、申立期間当時、従業員から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所への届出を行っていなかったものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記のとおり、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得届を行っていなかったと考えられることから、事業主は、申立人の被保険者資格取得日を昭和 45 年 8 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 10 日から同年 10 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金基金加入員資格の取得日及び健康保険組合の被保険者資格取得日は、いずれも昭和 43 年 10 月 1 日であることが確認できる上、申立人自身が「A 社では 1 か月位の試用期間があった。厚生年金保険に加入したのは同年 10 月 1 日からだと思う。」と供述していることから、当該期間は事業主による給与からの厚生年金保険料の控除は無かったと考えられる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額が28万円であると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年9月26日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、平成13年8月14日付けで、同年3月31日に遡^{そきゅう}及して18万円に減額訂正され、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年9月26日まで減額された標準報酬月額が継続していることが確認できる。

また、A社の他の従業員9人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の代表取締役は、「申立期間当時、当社の経営が苦しく、厚生年金保険料を滞納しており、平成13年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 8 月 14 日付けで行われた標準報酬月額の見直し処理は、事実上即したものと見做されず、社会保険事務所が行った当該減額見直し処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額の有効な記録見直しがあったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に見直しすることが必要である。

- 2 申立人から提出された平成 13 年 4 月及び同年 9 月の給与明細書並びに平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額（36 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、上記見直し後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和50年12月27日であると認められることから、申立期間①における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年9月から同年11月までの標準報酬月額については、16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年9月30日）及び資格取得日（56年5月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を54年9月から55年6月までは20万円、同年7月から56年4月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月26日から51年4月1日まで
② 昭和54年9月30日から56年5月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無いことが判明した。同社には昭和51年3月31日まで勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社には昭和51年11月1日から勤務したが、申立期間②の加入記録が無いことが判明した。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和50年9月26日から51年3月25日まで、A社に勤務して

いたことは認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社における申立人の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年9月26日）の後の昭和50年12月27日付けで、さかのぼって同年9月26日と記録されている。

なお、申立人と同様に、昭和50年12月27日付けで、さかのぼって被保険者資格喪失日が同年9月26日と記録されている従業員が申立人のほか11名確認できる。このことから、A社は当該期間において、常時5名以上の従業員が勤務していた法人事業所であると認められ、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。したがって、社会保険事務所において、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の被保険者資格喪失日をさかのぼって処理する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた昭和50年12月27日に訂正することが必要である。

なお、昭和50年9月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

他方、申立期間①のうち、昭和50年12月27日から51年3月25日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人について記憶はある。」と供述しているものの、申立期間①当時の従業員の勤務の実態や厚生年金保険料の控除に係る資料は保存しておらず、申立人の業務内容や勤務形態に係る具体的な供述は得られなかった。

また、申立期間①当時の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和50年12月27日から51年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の記録は、同社において昭和51年11月1日に資格を取得し、54年9月30日に資格を喪失後、56年5月20日に同社において再度資格を取得しており、54年9月30日から56年5月20日までの申立期間②の被保険者

記録が無い。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②を含み同社に在籍していたことが確認できる複数の従業員は、「申立人は現場監督で継続して勤務し、申立期間の業務内容や雇用形態は、前後の期間と変更は無かった。」と供述しており、これら従業員はいずれも申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

また、申立人及び上記同僚が記憶しているB社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者数はほぼ一致していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿から、申立人のほか、B社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得している者を1名（故人）確認できるが、この者の資格喪失から再取得までの期間については、他社において被保険者となっていることが確認できることから、社会保険事務所の記録に不自然さはいかたがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額に係る記録から、昭和54年9月から55年6月までは20万円、同年7月から56年4月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に当時の状況を照会するも回答を得られないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月から56年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）Cレストランにおける資格取得日は、昭和53年9月21日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社（現在は、F社）における資格取得日に係る記録を昭和56年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月21日から同年9月26日まで
② 昭和56年3月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和46年にE社に入社し、同グループ内の複数の会社に転勤することはあったものの、平成14年まで勤務していたが、申立期間①及び②について加入記録が無い。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の異動に係る報告により、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、F社は、「申立人は、昭和53年9月21日にA社のDレストランから同社Cレストランへ異動しており、申立人の厚生年金保険の資格取得日を誤って届けたものと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る申立人のA社Cレス

トランにおける資格取得日は、昭和 53 年 9 月 21 日であると認められる。

申立期間②については、上記の雇用保険の加入記録及びE社の社内公示における発令から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 56 年 3 月 21 日にA社からE社に出向)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のE社における昭和 56 年 4 月の社会保険事務所(当時)の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、F社は、保険料は納付していなかったと思われることから、事業主が昭和 56 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月22日から46年4月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月22日に、資格喪失日に係る記録を46年4月25日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から46年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社が経営する店舗に二度勤務したが、2度目に調理師のセコンド、次いでチーフとして勤務した期間の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に勤務したことは間違いないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人はA社が経営する店舗において、申立期間のうち昭和44年11月22日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる46年4月25日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に勤務していた複数の同僚に照会したところ、2名が、「入社後、3か月の試用期間はあった。試用期間は被保険者とはなっていなかった。」、3名が「正社員になれば全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人と同職種（調理士）に従事していた同僚は、「申立人が勤務した店舗近くのA社の別店舗において、申立人と同様に従前と同職種で再就職した。」と供述しているところ、再就職後の勤務期間も厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録から確認できることから、

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社における同職種である同年齢の同僚の当該期間の標準報酬月額と同じ6万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に事業を廃止しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者の資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年11月から46年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月1日から同年11月21日までの期間については、複数の同僚・従業員の供述により、申立人は当該期間においてA社に勤務していたと推認はできるものの、当該期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無く、上記複数の同僚の供述から、3か月間の試用期間があったことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、36年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月1日から37年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録がない旨の回答をもらった。昭和37年4月の結婚を控え、自分が紹介した後任者の同年年明けからの勤務が決定したので、36年12月の末日をもって退職した。退職日までフルタイムで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において同期入社で同様の業務をし、申立人より後で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している二人の同僚は、申立人は勤務形態及び業務内容等に変更は無く、昭和36年12月まで一緒に勤務した旨供述している。また申立人の後任者として37年1月から勤務した職員も、申立人は36年12月まで勤務した旨供述していることから、申立人が同年12月まで勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録において申立人の資格喪失日が昭和36年6月1日となっているが、上記同僚二人については厚生年金保険の記録が継続していることから、申立人のみが資格喪失している理由が見当たらない。

さらに、A事業所では、社会保険へは非常勤以外の職員は加入していたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和36年5月の社会保険事務所の記録及び申立人と同時期に入社した者の標準報酬月額の記録から判断すると、同年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和36年6月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年6月22日、資格喪失日が平成15年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月22日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月22日から同年7月1日まで
② 平成15年6月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給

付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年5月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年5月22日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち16年12月14日から17年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日から 17 年 1 月 1 日まで
② 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給

付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成16年11月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年7月22日、資格喪失日が15年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月22日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を118万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月22日から同年7月1日まで
② 平成15年6月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成15年5月のオンライン記録から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、118万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、118万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成7年11月1日、資格喪失日が15年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月22日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を140万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月22日から同年7月1日まで
② 平成15年6月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成15年5月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、140万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、140万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年1月22日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月22日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を82万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月22日から同年7月1日まで
② 平成17年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成17年5月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、82万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、82万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年9月22日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月27日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を111万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月27日から同年7月1日まで
② 平成17年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成17年5月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、111万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、111万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年3月22日、資格喪失日が平成17年1月1日とされ、当該期間のうち16年12月22日から17年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日から17年1月1日まで
② 平成16年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給

付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成16年11月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年11月1日、資格喪失日が16年1月1日とされ、当該期間のうち15年12月15日から16年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日から16年1月1日まで
② 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給

付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成15年11月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年11月1日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち同年6月22日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を90万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月22日から同年7月1日まで
② 平成17年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①は、グループ会社間の異動届出を誤ったことから、事後訂正を行い、申立期間

の記録は訂正された。また、申立期間②の標準賞与額についても年金給付に反映しない記録として事後訂正されたが、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された異動証明から判断すると、申立人が当該期間を含み同社及びグループ会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における平成17年5月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、90万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、90万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったと訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年6月1日から5年10月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間について、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年6月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年10月から7年5月までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から7年6月15日まで
厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の勤務は平成6年10月31日となっているが、同社には7年6月15日まで勤務していたので訂正してほしい。

また、同社における標準報酬月額は実際の給与額から低くなっているが、当時の給与の基本給は50万円であったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年6月から5年9月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録では、当初、26万円と記録されていたところ、申立人を含め5名の標準報酬月額が5年5月19日に遡^{そきゅう}及して訂正されており、申立人の場合、当該期間の記録を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の代表者は所在不明のため確認できず、同僚からも、申立期間当時、申立人の報酬月額がその

標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する滞納に係る資料から、「（平成7年2月17日付け）平成5年4月分及び同年5月分を内入領収する。」との記載が確認でき、当時、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年5月19日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている、申立人の4年6月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で標準報酬月額9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年6月15日までの期間について、親会社のB社における雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は平成7年6月15日と記録されており、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社における申立人の資格喪失日は、当初、平成7年6月15日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年4月30日）以後の、8年1月8日に申立人を含む5人の資格喪失日の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、6年10月31日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿からA社は全喪後も引続き存続しており、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を認められることから、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該期間当時の商業登記簿謄本には申立人が役員であったことの記録は無いほか、同僚の供述から、申立人は営業の次長職であり、社会保険事務には関与していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日を平成6年10月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理

に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の記録から7年6月15日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年10月のオンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年6月15日までの期間の標準報酬月額について、A社は8年8月18日に解散していることから、当該期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除の実態が確認できないほか、申立人は給与及び控除額等を証明する関連資料等を所持していない。

また、当該期間において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されたことは確認できず、当該期間の申立人の記録について社会保険事務所の処理が不合理であったことはうかがえない。

このほか、申立人の主張する基本給50万円に相当する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年10月から7年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年2月1日、資格喪失日が16年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月10日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年2月10日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社を平成16年2月29日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年2月10日となっていることが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、出勤簿及び回答書により、申立人は、同社に平成16年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の厚生年金保険料

控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間同時に、申立人の資格喪失に係る事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 23 日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月17日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された履歴書及び回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年4月1日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 57 年 1 月 8 日から同年 5 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和 57 年 1 月から同年 4 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、昭和 57 年 12 月 31 日から 59 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 59 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月 8 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 12 月 31 日から 59 年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給料の額と違っており、申立期間②の加入記録が無い。同社には昭和 57 年 1 月から継続して勤務しており、給料支払明細書を提出するので、申立期間①については標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②については厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の申立期間①における標準報酬月額は 26 万円とされているところ、申立人から提出された給料支払明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、申立期間①のいずれの月についても 41 万円となることから、申立人は、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に昭和 57 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立期間①当時の事業主や給与支払担当者も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 57 年 12 月 31 日と記録されているが、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、59 年 3 月 1 日まで同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 57 年 12 月から 59 年 2 月までの給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

一方、A社は既に昭和 57 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社は法人の事業所であり、常時 5 人以上の従業員が在籍していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

A社は上述のとおり既に厚生年金保険適用事業所ではなくなり、申立期間②当時の事業主や給与支払担当者も死亡しており、これを確認できないが、申立期間②において社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年8月24日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の職歴証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年8月24日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと史料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 8677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間については、支店間の異動はあったが、厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「人事個人票」及び国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和51年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和44年6月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月18日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
申立期間については、A社B部から同社本社への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「人事個人票」及び国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月18日にA社B部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和44年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申

立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月20日から43年12月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に業務の引継ぎを行い、その後退職したとするA社の元従業員の具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の元従業員は、「自分の入社時期と厚生年金保険の加入時期はほぼ一致している。」旨供述している。

このことは、これら複数の元従業員が入社したと供述している時期と上記被保険者名簿における同人らの被保険者資格取得日がほぼ一致していることから確認できる。

なお、申立人及び複数の元従業員は、申立期間当時、A社には約 15 人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は 15 人いることから、同社では、申立期間当時、入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年12月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事情を確認できる社会保険担当者も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、申立期間について、平成18年9月から19年3月までは41万円、同年4月から同年8月までは44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年3月までは41万円、同年4月から同年8月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当

初 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 11 月に 36 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 44 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が 44 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 44 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に26万円から32万円に訂正されたこと

る、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正届に基づく標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 32 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が平成 18 年 9 月から 19 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 34 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、申立期間について、36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初30万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に30万円から36万円に訂正されたこと

ろ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正届に基づく標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 36 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 36 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間について、41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に34万円から44万円に訂正されたこと

ろ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 41 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が 44 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、41 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間について、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初28万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に28万円から34万円に訂正されたこと

ろ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 34 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 34 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、34 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、申立期間について、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初30万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に30万円から34万円に訂正されたこと

ろ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正届に基づく標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 34 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 36 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、34 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初24万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に24万円から28万円に訂正されたこと

る、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正届に基づく標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、申立期間は 28 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、19 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、28 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、平成18年9月から19年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当

初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 11 月に 18 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、申立人に係る A 事業所の給与明細書によると、平成 18 年 9 月から 19 年 4 月までは 20 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 22 万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が平成 18 年 9 月から 19 年 4 月までは 20 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 22 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、平成 18 年 9 月から 19 年 4 月までは 20 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月27日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A協会で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同協会には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から、申立人は、同協会に継続して勤務し(昭和41年7月1日に同協会本部から同協会B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における昭和41年7月の給与明細書の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和59年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出の給与明細書、健康保険組合の加入記録及び申立期間当時の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和59年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年2月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社に入社後、グループ会社で定年まで継続して勤務していた。申立期間中は、会社が分社化したことにより事業所名が変わったものの、同じ場所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった申立人に係る人事記録及び回答書から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十名に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を6年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している同僚一人及びその他の従業員一人の供述並びに申立人の在留資格変更申請状況から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年7月1日までの期間においてA社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立人の記憶している同僚6人のうち、非常勤職員一人を除いた5人全員が、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、このうち、連絡の取れた一人は、入社と同時に厚生年金保険に加入しており、他の従業員も同様であった旨供述している。

さらに、連絡のとれた従業員二人は、入社と同時に厚生年金保険に加入している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4

月1日から同年7月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成6年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、同年4月1日に資格取得した従業員の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の同社の代表者は所在が不明であり、これを確認することはできない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年10月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月10日から同年10月26日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書(控)及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年10月29日付けで同年10月26日と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日(同年8月20日)の後の5年4月28日付けで申立人は4年7月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年8月20日)において、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平

成4年7月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の同年10月26日であると認められる。

また、平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和44年3月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社作成の昭和44年分源泉徴収票におけるA社の退職日とされる日付の記載から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記源泉徴収票により、申立人の当時の標準報酬月額から算出される2か月分の社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料を含む。)を控除されていたことが確認できる。

さらに、同僚一人は、当月の厚生年金保険料は当月の給与から控除されていた旨供述していることから、上記の控除による社会保険料額には2か月の厚生年金保険料が含まれていると考えられる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は、当初、昭和44年2月29日と記載されていたが、59年1月24日付けで、44年2月28日に訂正されている。

これは、A社に係る雇用保険の離職日及び、源泉徴収票の退職日が昭和44年2月28日と記載されていることから、同社が同年2月29日を離職日の翌日として資格喪失日を届け出たものと考えられる。

しかしながら、この年はうるう年ではないにもかかわらず、この届出を社会保険事務所がそのまま昭和44年2月29日と記録したと考えられ、また、上記訂正処理は、15年近く経って行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日を、昭和44年2月28日とする合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険及び源泉徴収票の記録における離職日の翌日である44年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、47年7月から50年9月までの期間及び53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和47年7月から50年9月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和47年1月に国民年金の加入手続をした時から、すべての期間の国民年金保険料をほぼ3か月ごとに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、雇用形態が契約勤務に変わったため、国民年金に加入し、申立期間の保険料をほぼ3か月ごとに複数の金融機関で納付したと説明している。しかし、申立人が保険料を納付したとする請負契約勤務期間であった昭和47年1月から56年9月までの117か月中申立期間の45か月について、行政側がこれだけの期間の納付書による収納事務処理を誤ることは考えにくいこと、59年時点で作成された年度別納付状況リストの納付記録においても、申立期間の保険料は未納とされていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 47 年 9 月まで

私は、国民年金の加入勧奨のお知らせをもらったのをきっかけに、区役所で国民年金の加入手続をした。加入後は継続して国民年金保険料を納付しており、約 10 年もの期間について保険料を納付していないことは考えられない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、元夫の転勤地から以前に居住していた区に戻った昭和 40 年ころに国民年金に任意加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、手帳記号番号払出簿により、47 年 6 月に払い出され、同年 10 月 2 日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、当該資格取得日は年度別納付状況リスト及びオンライン記録と一致していることなど、申立人の加入手続の時期に関する記憶は曖昧である上、当該資格取得日前の申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間前の昭和 38 年 6 月から継続して上記手帳記号番号が払い出された区で住民登録していることが住民票の記載事項で確認でき、当該区において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年12月まで

私は、昭和54年ごろ、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、10年さかのぼって国民年金保険料を納められると説明されたので、厚生年金保険に加入していた期間を含めて、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年3月時点は、第3回特例納付の実施期間であるが、厚生年金保険加入期間があることを承知の上でその期間を含めて10年間さかのぼって保険料を納付したとの説明は不自然であり、申立人が納付したとする金額も、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく相違する。

また、申立人が保険料を納付したとする区の出張所では、特例納付保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号払出時点では、特例納付をしなくても60歳到達時まで保険料を納付すれば、受給資格期間を満たすことができ、特例納付をしなければならない状況ではなかったこと、申立期間後に未納期間が散見されることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間当時同居していた次姉及び三姉と連番で申立期間後の昭和 37 年 11 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、姉二人とも、申立期間の保険料の過年度納付はされておらず、当時申立期間の保険料は未納であり、次姉は結婚後第 3 回特例納付により申立期間を含む未納期間の保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 36 年度の印紙検認記録欄に検認印がなく、検認台紙部分は割印が押されて切り離されていることについては、国民年金手帳の検認台紙は、納付の有無にかかわらず印紙による納付ができなくなった時点で切り離すこととされており、申立人の国民年金手帳の 36 年度の印紙検認台紙については、当該年度の保険料は過年度保険料となるため、印紙による納付ができないことから、手帳記号番号が払い出された際に切り離されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年10月までの期間及び39年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年10月まで
② 昭和39年1月から41年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度の記憶が曖昧であり、申立期間①及び②のうち昭和40年11月から41年3月までの期間については、保険料を納付していたとする区の出張所は、その当時、保険料の収納を取り扱っていない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出簿には、申立期間①直前に居住していた市から申立期間②より後の41年10月に転出した旨が記載されていること、及び申立人の被保険者台帳には、申立期間①当初から②直後までの間に居住していたとする区及び市の住所が記載されていないことから、申立人は、申立期間①当初の37年7月、①直後の38年11月及び②中の39年2月の3回の転居を届け出ておらず、40年11月の転居を申立期間②より後の41年10月に届けたものと考えられることを踏まえると申立人が居住先の市や区において保険料を納付したとする申立内容と合致しないなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月及び37年9月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月
② 昭和37年9月から41年3月まで

私の夫は、昭和36年4月に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫及び申立人は、保険料の納付頻度等の記憶が曖昧であり、申立期間①及び申立期間②のうち昭和37年9月から38年10月までの期間及び40年11月から41年3月までの期間については、保険料を納付していたとする区の出張所は、その当時、保険料の収納を取り扱っていない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出簿には、申立期間①直前に居住していた市から申立期間②より後の41年10月に転出した旨記載されていること、申立人の被保険者台帳には、申立期間①の37年7月から②の直後までの間に居住していたとする区及び市の住所が記載されていないことから、申立人は、申立期間①の37年7月、②中の38年11月及び39年2月の転居を届け出ておらず、40年11月の転居を申立期間②より後の41年10月に届け出たものと考えられることを踏まえると申立人の夫が居住先の市や区において保険料を納付したとする申立内容と合致しないなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 58 年 9 月まで

私の妻は、具体的な時期は覚えていないが、昭和 53 年から 55 年までの間に、区の出張所で年金相談をしたところ、今なら未納だった国民年金保険料を全部さかのぼって納付することができるかと教えてもらい、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の未納だった保険料を納付した。その後は、納付書により区の出張所で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 12 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、特例納付実施期間でも無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から58年9月まで

私は、具体的な時期は憶えていないが昭和53年から55年までの間に、区役所の出張所で年金相談をしたところ、今なら未納だった国民年金保険料を全部さかのぼって納付することができるかと教えてもらい、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の未納だった保険料を納付した。その後は、納付書により区の出張所で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、特例納付実施期間でも無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年10月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時の雇用主等が国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする当時の雇用主等から事情を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年7月時点では、申立期間のうち大半の保険料が時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 9 月まで

私は、高校を卒業後、父が経営する畜産業に、父、兄、叔母、従妹弟と一緒に従事していた。叔母は、私の国民年金の加入手続を行い、従妹が自宅に集金に来ていた自治会の役員に全員の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は、叔母と兄達の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、家族の保険料を納付していたとする従妹A氏は、集金人に納付したとする保険料が、家族のうちの誰と誰の分であるかなどの記憶は曖昧であり、申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 10 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない上、申立人が居住していた町の自治会では、過年度保険料の納付はできないなど、従妹A氏が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている従妹B氏と従弟は、申立人と同じく昭和 50 年 10 月から保険料が納付されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

東京国民年金 事案 7341

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7346

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、私か妻のどちらかが納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金加入後は保険料を数か月分ずつ納付していたと説明しているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和38年7月ごろに払い出されており、当該払出時点からは、申立期間の保険料はさかのぼって納付する必要があるが、申立人夫婦は保険料をさかのぼって納付した期間、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月及び同年9月、62年9月から同年12月までの期間、平成2年4月から同年10月までの期間及び3年4月から6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月及び同年9月
② 昭和62年9月から同年12月まで
③ 平成2年4月から同年10月まで
④ 平成3年4月から6年6月まで

私は、昭和61年4月に夫が退職した後、自宅に来た市の職員に勧められ、国民年金の再加入手続と夫の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を集金に来た市の職員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の具体的な納付状況に関する記憶が曖昧である。申立期間①及び②については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳により納付日が確認できる申立人夫婦の申立期間①直後の昭和61年10月以降の納付済保険料は、63年4月分を除きすべて時効期間経過直前に過年度納付されており、申立期間①及び②直後の保険料が過年度納付された時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であること、また、申立期間③については、平成2年11月から3年3月までの保険料が納付された4年12月の時点では、時効により保険料を納付することができないこと、さらに、申立期間④については、夫婦ともに保険料が未納であり、申立人が保険料を納付していたとする市の職員は、当該期間中の4年に退職していることが確認できることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月及び42年9月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月
② 昭和42年9月から44年10月まで

私は、申立期間①については、会社を退職後に国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付した。申立期間②については、国民年金の手帳を持参して再加入手続きを行い、保険料を1回で前納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者名簿には新規資格取得日が当該期間直後の昭和40年6月1日と記載されており、当時は、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、また、当該期間は、平成9年2月に厚生年金保険の資格喪失日が昭和40年6月1日から同年5月21日に訂正されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことがオンライン記録により確認でき、この記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することが出来ない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、昭和42年9月に市役所出張所で国民年金の再加入手続きを行い当該期間の保険料を前納により1回で納付したと主張しているが、申立人の上記被保険者名簿には41年6月14日の資格喪失後に資格取得日が記載されていないこと、申立人は、当該期間当初に44年10月分までの保険料を特定して前納した理由及び当該期間の保険料の還付又は追加納付等の具体的な納付状況についての記憶が曖昧であるなど、当

該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の妻は、平成6年ごろに、申立人の母親から申立人の国民年金手帳を渡された際に保険料を納付しておいたと聞いたこと、申立人及び母親の国民年金手帳の検認記録欄には、いずれも申立期間に検認印が無いにもかかわらず、オンライン記録によると母親は納付済みとなっていることを申立の根拠としているが、母親の申立期間の保険料は、特殊台帳により、申立人が母親と別居した後の昭和54年10月に第3回特例納付により納付されていることが確認でき、申立人及び妻は、母親から保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろに、夫の転勤に伴って住んでいた市で国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、市役所でそれまでの未納分の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、昭和 50 年ごろに第 2 回特例納付により申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、納付金額等の具体的な納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が特例納付を行ったとする市への住所変更日が昭和 51 年 3 月 31 日と記載されており、当該変更日は第 2 回特例納付の実施期間外であること、また、申立期間については、上記の国民年金手帳には 38 年 7 月に強制被保険者から任意被保険者に種別変更した旨の記載があるがオンライン記録では未加入期間とされており、未加入期間及び任意加入期間は、いずれも制度上、特例納付により保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 47 年 3 月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、加入当初から町会長に町内会費と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその妻は、申立人が旧海軍軍人であった期間に係る恩給の受給権者であったことから、申立期間は任意加入適用期間となり、オンライン記録では、申立人及び妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和 47 年 4 月に一緒に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、妻も申立人と一緒に任意加入した 47 年 4 月から保険料の納付を開始しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を受け取った記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7358 (事案 1883 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年5月まで

私達夫婦は、昭和49年4月に国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料納めてきた。再申立に当たり、申立期間当時の金銭出納帳を提出するので改めて審議をしていただきたい。申立期間が未加入期間とされ保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人夫妻の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人が加入手続を行ったとするコンクリート造りの市役所庁舎は申立期間より後の昭和55年7月に完成していること、申立期間は未加入期間であり、保険料納付ができない上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部とする資料を提出している。しかし、当該資料に記載されている申立期間の保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているが、3種類の新聞購読料の金額は当時の購読料と相違していること、新聞購読料や家賃の金額は、当初の申立ての際に提出された申立期間後の金銭出納帳に記載された金額よりも高額であることなど、不自然な点も見られることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらない。

また、申立人の妻は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和49年7月時点で老齢年金受給資格を既に取得していたため、配偶者である申立人の国民年金への加入は任意加入となり、55年8月に任意加入者として国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年

金に未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付できないことなど、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7359（事案 1884 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 55 年 5 月まで

私達夫婦は、昭和 49 年 4 月に国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料納めてきた。再申立に当たり、申立期間当時の金銭出納帳を提出するので改めて審議をしていただきたい。申立期間が未加入期間とされ保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人夫妻の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人の夫が加入手続を行ったとするコンクリート造りの市役所庁舎は申立期間より後の昭和 55 年 7 月に完成していること、申立期間は未加入期間であり、保険料納付ができない上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部とする資料を提出している。しかし、当該資料に記載されている申立期間の保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているが、3 種類の新聞購読料の金額は当時の購読料と相違していること、新聞購読料や家賃の金額は、当初の申立ての際に提出された申立期間後の金銭出納帳に記載された金額よりも高額であることなど、不自然な点も見られることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 49 年 7 月時点で老齢年金受給資格を既に取得していたため、国民年金への加入は任意加入となり、55 年 8 月に任意加入者として国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入期間であり、制度

上、保険料をさかのぼって納付できないことなど、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月、47年1月から同年4月までの期間及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月
② 昭和47年1月から同年4月まで
③ 昭和49年3月

私は、申立期間①については、勤務先の事務担当者が給料から国民年金保険料を控除して、保険料を納付していた。申立期間②及び③については、国民年金の納付書が届いていたので、私が金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務先の事務担当者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする勤務先の事務担当者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、当該期間は、保険料が最初に納付された昭和41年10月時点では、過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶がなく、国民年金手帳の記号番号が払い出された時に保険料をさかのぼって納付したことを勤務先の事務担当者に聞いた記憶もない上、当時居住していた区の特異台帳には当該期間は「時効消滅」と記載されているなど、申立人及び勤務先の事務担当者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入及び喪失手続、保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申

立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間は、申立人の厚生年金保険の記録が平成 15 年 7 月に統合されて未納期間とされたものであり、統合前の当該期間は未加入期間であり、制度上、当該期間の保険料はさかのぼって納付できない期間である上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 7 月から同年 9 月までの期間、49 年 7 月から同年 9 月までの期間、50 年 4 月から同年 9 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間、56 年 7 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 6 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 49 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
⑥ 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
⑦ 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで
⑧ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
⑨ 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで

私は、20 歳になり国民年金に加入した後は、60 歳まで国民年金保険料を漏れなく納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月の時点では、当該期間は現年度納付により保険料の納付が可能であるが、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②から⑨については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の保険料の納付期間、納付時期、保険料額等に関する記憶が曖昧である上、当時申立人が居住していた区において、約 11 年間に 8 回の事務処理の過誤が発生することは考えにくいなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年12月まで

私の母は、私が住民登録していた実家のある町で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7367

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から56年9月まで
私は、昭和44年ごろに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直前及び申立期間中の住所変更手続の状況及び保険料の納付場所、納付額等の記憶が曖昧であり、当初、申立期間の保険料を特例納付したと説明していたが、後に申立期間当時に保険料を現年度納付していたと申立人の主張は変遷している。また、申立人の夫は、申立期間が国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した形跡は無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 51 年 9 月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和 50 年 6 月ごろに私の国民年金の加入手続を区の出張所で行い、51 年 9 月まで国民年金保険料を納付してくれていた。加入手続は、母ではなく自分で行ったかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明である。また、申立人が所持する領収証書には、申立期間直後の昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を 53 年 12 月に過年度納付した旨記載されており、当該時点で、過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7370

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行ってくれていた。父から、私の 20 歳からの保険料はすべて納付してきたと聞いたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 54 年 12 月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、第 3 回特例納付によるしかないが、申立人は、特例納付に関して父親から聞いたことは無いと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 8 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に任意加入した後、資格喪失手続をした憶^{おぼ}えはないと説明しているが、当時居住していた市の昭和 61 年 6 月時点の被保険者名簿の資格欄には、申立人が 55 年 4 月 1 日に他の公的年金制度加入により資格喪失していることが記載されており、徴収済記録欄には、保険料を納付済みの申立期間直前の 50 年 3 月から 55 年 3 月までの各欄に月額保険料が記載され、申立期間を含む同年 4 月から 59 年度末月までの各欄は空欄になっている。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録でも、申立人の資格喪失日は 55 年 4 月 1 日とされており、上記被保険者名簿の資格喪失日と一致しているなど、これらの資格喪失及び保険料の納付に係る記載内容に不自然、不合理な点は見られず、申立期間は未加入期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 10 月まで

私は、昭和55年4月から厚生年金保険の被保険者になったが、56年10月まで国民年金保険料も納付していたはずであり、還付された覚えは無い。申立期間の保険料が未加入とされており、保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時、国民年金と厚生年金保険の両制度の年金を受給できると思い、厚生年金保険加入期間中もしばらくの間国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付していた期間、頻度、保険料額等に関する記憶は曖昧である上、納付していたとする勤務先の取引金融機関の行員が所属する支店は、申立人の説明する場所には開設されていなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区の昭和59年5月時点で作成された年度別納付状況リストによれば、申立人は、55年4月に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間が国民年金未加入期間であったことから納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から51年3月まで

私は、婚姻後に国民年金に加入して、主人の分と一緒に郵便局で国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、送付された納付書により郵便局で夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では、昭和46年4月の納付書方式の導入より前の時期は、印紙検認方式を採っていたが、申立人は印紙により保険料を納付したことはないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付期間中の昭和53年8月に払い出されており、附則4条納付者リストにより、申立人夫婦は54年4月及び同年7月の2回に分けて申立人は56か月分の、夫は73か月分の保険料をそれぞれ特例納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立人夫婦は当該特例納付をしなければ60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさなかったことから、受給資格期間を満たすために必要な月数分の保険料を納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料をも納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する上記の手帳記号番号払出時期に発行されたと考えられる国民年金手帳以外の別の手帳を受領、所持した記憶はないとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 9 月に払い出されており、申立人は 20 歳時の昭和 62 年*月から平成 4 年 3 月までは学生であったことから、制度上、申立期間は任意加入適用期間であり申立期間直後の平成 3 年 4 月から強制加入適用期間となるが、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日は 3 年 4 月 1 日と記載され、居住していた市の確認印が押されていることなど、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から51年6月まで

私は、結婚した昭和42年に区役所で国民年金の加入手続を行い、未納だった国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、納付書により夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料をさかのぼって納付したとする区役所は過年度保険料の収納を取り扱っておらず、昭和42年から納付書により保険料を納付してきたとする方法は、申立人が当時居住していた区において45年6月まで実施されていた保険料の納付方法と相違する。また、申立人が婚姻した昭和42年は、特例納付の実施期間ではなく、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年10月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立期間の保険料を特例納付できるものの、申立人は、当該特例納付保険料に相当する金額の保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から58年3月まで

私は、時期はよく憶^{おぼ}えていないが、結婚後の昭和50年ごろか、結婚から10年後の54年ごろに、夫婦二人分の未納だった国民年金保険料の納付書が送られて来た。二人分の保険料を納付することができなかつたので、私の保険料20万円か30万円だけをさかのぼ^{おぼ}って納付し、その後も私の保険料だけ口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖^{あいまい}昧であり、さかのぼ^{おぼ}って納付したとする保険料の金額は、納付したとする昭和50年及び54年当時、実施されていた第2回特例納付及び第3回特例納付で納付した場合の保険料額と相違する。また、申立期間直後の58年4月から59年9月までの保険料を納付した同年11月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職し日用雑貨品販売業を始めた昭和 53 年に、区役所で国民年金の加入を勧められ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、私の妻は、送付されてくる納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ申立期間が未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 54 年分から 60 年分の給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄には、各年とも一人分の国民年金保険料額とおおむね一致する金額が記載されているが、当時、申立人が経理等を依頼していた税理士から聴取することができないため、申立人又は妻のどちらの保険料額が記載されているかが不明である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直前の 55 年 2 月に国民年金被保険者資格を喪失した旨が記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は資格喪失した旨が記載され、申立人の妻は資格喪失した旨が記載されていないため、申立人には申立期間に係る納付書が発行されていなかったものと考えられることから、申立人の所持する 55 年分から 60 年分の給与所得者の保険料控除申告書には妻の保険料額のみを記載したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月まで

私は、区役所で離婚手続を行った時に国民年金の説明を受け、その後、時期はよく憶えていないが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付月数、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 7 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和44年3月に幼稚園を退職してから、45年4月に同じ幼稚園に再就職するまで、毎月、母に現金を渡して私の国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、保険料を納付してもらうため申立人の母親に渡していたとする金額は、当時の保険料額と相違しているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、共済組合加入中の平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した10年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月 9 日に、申立期間を含む 1 年分の国民年金保険料を前納した。申立期間の保険料は還付したとのことだが、還付を受けた記憶はなく、還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、厚生年金保険加入期間と申立期間の国民年金保険料が重複納付されたことが確認できるが、当該納付に係る還付の処理は、申立人の居住する市に保管されている国民年金被保険者名簿に還付の記載があることが確認でき、また、所轄社会保険事務所（当時）に保管されている還付整理簿には、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が記載されており、この記載内容に不自然な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7384

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 58 年 4 月まで

私は、20 歳で国民年金に加入し、自ら国民年金保険料を納付した。夫と別居した昭和 58 年春以降、保険料未納期間があるが、申立期間の保険料は納付している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持している国民年金手帳には資格喪失日が昭和 54 年 10 月 13 日、資格取得日が 61 年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料は納付できない。

また、申立人は、国民年金の任意加入手続の記憶、申立期間当時の保険料額の記憶は曖昧であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできず、5年4月から8年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から6年10月まで
② 平成5年4月から8年9月まで

私の平成3年10月から5年3月までの国民年金保険料は祖父が追納してくれ、5年4月から6年10月ごろまでは母が納付してくれていた。また、私も、3年10月以降の自分と母の保険料を13年から追納してきた。一度だけ母の保険料だけを追納したことがあった以外は、二人分の保険料を一緒に追納してきた。祖父が追納し、母が納付した申立期間①の保険料が重複納付とされておらず、母の保険料は追納済みとなっていながら私の申立期間②の保険料が追納済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間のうち平成3年10月から5年3月までの期間の国民年金保険料は、13年2月5日及び14年1月28日に追納されていることが確認でき、申立人はこれ以前に祖父がこの期間の保険料を追納してくれ、その後の5年4月から6年10月までの保険料は母親が納付してくれていたと説明しており、当該期間の保険料は重複納付に該当すると主張しているが、申立人の祖父及び母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の当該保険料の納付に関与しておらず、5年3月までの保険料を追納したとする祖父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、その後の5年4月から6年10月までの期間の保険料を納付していたとする母親は当時の納付状況等についての記憶が曖昧であり、申立

人及びその母親は、平成5年度の保険料については5年5月に、6年度の保険料については6年4月にそれぞれ免除申請していることが確認できるなど、祖父及び母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、就職した平成15年10月前に母親の保険料だけを追納し、自身の保険料を追納しなかった期間があると説明しており、当該期間のうち5年4月から6年3月までの母親の保険料は15年3月に追納されていることが確認できること、6年4月から7年3月までの母親の保険料の領収済通知書は金融機関で確認できたものの、申立人の保険料の領収済通知書は確認できなかったこと、当該期間のうち8年4月から同年9月までは母親も申請免除期間となっており、申立人は、この期間の保険料については追納しなかったかもしれないと説明していることなど、申立人が、当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間及び平成 3 年 7 月から 6 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、昭和 40 年 5 月から 52 年 12 月までの期間のうちの 49 か月について還付されるべき保険料があると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 40 年 5 月から 52 年 12 月までのうちの 49 か月
③ 平成 3 年 7 月から 6 年 10 月まで

私の母は、昭和 36 年に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。この納付してくれた 20 歳前の期間の保険料は 40 年*月から 52 年 12 月までの期間に充当された後、重複納付となった期間の保険料は還付されるべきである。また、平成 3 年 7 月から 5 年 3 月までの保険料は父が追納してくれ、5 年 4 月から 6 年 10 月ごろまでは私が納付していた。20 歳前の申立期間①が未加入で保険料が未納とされていること、その保険料が充当され、重複納付となった申立期間②の保険料が還付されていないこと、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は 40 年 8 月に払い出されており、当該期間は申立人が昭和 40 年*月に 20 歳に到達する前の期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が当該期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記のとおり、還付されるべき保険料が申立期間①において納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間のうち、平成3年7月から5年3月までの期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、その後の5年4月から6年10月までの期間については、申立人は、当時の納付状況等についての記憶が曖昧であり、平成5年度の保険料については5年5月に、6年度の保険料については6年4月にそれぞれ免除申請していることが確認できるなど、父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和36年4月から40年4月までの期間及び平成3年7月から6年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、昭和40年5月から52年12月までの期間のうちの49か月について還付されるべき国民年金保険料があると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 43 年 2 月まで
私の母は、私が 20 歳の時から国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の所持する昭和42年10月発行の国民年金手帳の昭和42年度の印紙検認記録欄に現年度納付を示す検認印が無く、申立人の保険料を納付したとする母親は、保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和42年10月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する上記の手帳のほかに別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月16日から28年5月19日まで
② 昭和28年5月19日から33年9月1日まで
③ 昭和49年1月1日から50年12月31日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間③については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②に係る脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間③については、入退社の時期については余り良く覚えていないが、A社(現在は、B社)のカウンセラーとしてデパートで勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月1日の前後2年以内に資格喪失した者8人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者のうち二人は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高

いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人はA社に入社し、デパートでカウンセラーとして週2日から3日勤務していたと申し立てしているところ、同社の元従業員の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、「A社では、設立当初からフルタイムの社員以外は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。各デパートに派遣されていたカウンセラーはパート社員であり、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」等と供述している。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から23年3月15日まで
② 昭和23年3月15日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①に係る脱退手当金をもらった記憶は無い上、脱退手当金の支給直後に、再度、厚生年金保険に加入しており脱退手当金を受給する理由も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②については、A社(現在は、B社)の取締役として厚遇されていた上、昭和20年12月1日から27年8月まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、商業登記簿上の設立年月日である昭和23年3月6日時点で取締役であった者で脱退手当金の受給要件を満たしていた者は申立人を含め2名であり、いずれも脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたこ

とが記載されている上、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和23年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人はA社に取締役として勤務していたと申し立てているところ、同社の元従業員の供述及び当該事業所保管の資料から、申立人が申立期間においてA社に役員として継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

また、申立人は、「申立期間②当時に同僚から、取締役になると厚生年金保険の資格が無くなるらしい。という話を聞いた。」と説明しているところ、当該同僚も、申立人と同時期に取締役となり、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し脱退手当金を支給され、後日、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、同社の事業主は、当時取締役になった者について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月14日から26年1月21日まで
② 昭和27年1月16日から29年4月1日まで
③ 昭和29年9月7日から35年12月16日まで

62歳のころ、社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①と申立期間②及び③の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和36年9月21日の直前の同年8月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8596 (事案 3957 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 10 日から 36 年 8 月 1 日まで
平成 16 年 8 月に、社会保険事務所 (当時) で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

退職する際に事業所から脱退手当金の説明を受けたが、周囲の忠告により脱退手当金を受給しなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、社会保険庁 (当時) の保管する年金記録全般について信頼できないので、改めて審議してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 8 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 30 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 29 名が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち二人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保

険被保険者資格喪失日から約2か月後の36年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 35 年 5 月 14 日まで
平成 21 年 2 月に、社会保険事務所（当時）で申立期間の厚生年金保険の加入状況について確認したところ、脱退手当金を受けているとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 5 月 14 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 21 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 8 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月12日から20年9月1日まで
ねんきん特別便が届き年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給決定日、支給金額及び支給の根拠となる法令の当該条文などの具体的な記載がされているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和20年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年6月1日まで
② 昭和29年5月1日から30年6月21日まで
③ 昭和30年9月5日から同年11月30日まで
④ 昭和40年8月15日から44年2月28日まで
⑤ 昭和53年9月28日から59年9月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①、②及び③、C社(現在は、D社)に勤務していた申立期間④、E社に勤務していた申立期間⑤の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、B社は「A社に係る人事記録等の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の従業員17人に照会を行った結果、11人から回答があり、そのうち二人は申立人を知っていると供述しているものの、全員が申立人の勤務実態等について不明と供述している。

申立期間④について、D社は「申立人は在籍していたと思われるが、当時の資料が無く申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の従業員8人に照会を行った結果、7人から回答があり、そのうち3人は申立人を知っていると供述しているものの、全員が申立人の勤務実態等について不明と供述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和40年8月15日の申立人の資格喪失に際し健康保険証が返納されていた旨の記載があり、その後、同社において再取得している状況もうかがえない。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録により、申立期間⑤のうち、昭和53年9月21日から55年9月8日まで及び56年9月12日から57年9月21日までE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E社は「当時の資料は無く、申立期間の勤務実態について不明である。また、厚生年金保険の加入については、工事現場の従業員はQ国民健康保険組合と雇用保険に加入させているが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、当時の従業員8人に照会を行った結果7人から回答があり、二人は申立人を知っているとしているものの、全員が「申立人の勤務実態について不明である。雇用保険と健康保険には加入していたが、厚生年金保険は正社員の一部に限られていた。」と供述している。

このことから、申立期間当時、E社では現場の従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、3人の同僚の供述から勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間の同社における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人と二人一組で得意先回りをしていたとする同僚及び同じ営業職であったとする複数の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることを確認することができない。

これらのことから、A社では必ずしも全員が厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間はA社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B省事務所によると、申立期間における勤務実態等については資料が無いため確認できないと回答している。なお、同事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人が記憶している同僚3人に照会したところ、申立人のことは知っているが、申立期間の勤務実態については覚えていないと供述している。

なお、昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知では「連合国要員は、昭和26年7月1日以降は、PX(物の販売事業)等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない。」とされているところ、申立人は申立期間においてA社に勤務し、楽器の貸し出し、催事ポスターの掲示等の業務を行っていた旨を供述しており、上記通知により申立人が勤務していた事業等が厚生年金保険の強制の適用を除外された日付(昭和26年7月1日)と、申立人の資格喪失日とが一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から30年まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、B大学の紹介で勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された應援医員要求簿及び同社の担当者の供述から判断すると、申立人は申立期間のうち昭和28年7月25日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の担当者は、「申立人は、勤務当初は無給であり、昭和29年3月1日より嘱託で月3,000円の勤務となったが、嘱託の期間は厚生年金保険に加入させていないと思う。また、退職年月日は資料が無いので確認できない。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚二人は、申立人と同様に嘱託としての勤務期間はあるが、この期間は厚生年金保険の被保険者となっておらず、A社ではほとんどの場合、嘱託の期間は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年9月1日まで

A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同支店には継続して勤務していたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録の書類及び申立人の本籍地である県のD部から提出された申立人の「兵籍」「身上申告書」等から、申立人が、A社C支店在籍中の昭和18年11月*日に徴兵により、同社同支店を特別休職扱いとなり、23年9月*日に同社同支店に復職していることは、確認することができる。

しかしながら、上記、人事記録の書類によると申立人が徴兵により、特別休職となった昭和18年11月*日の給与欄には「召集」と記載されているのみであり、金額の記載は無く、B社の人事企画部担当者は、当該特別休職(兵役)期間中の給与の支払については不明であると供述している。

また、上記特別休職(兵役)期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月1日までの期間は、旧厚生年金保険法(以下「旧法」という。)第59条ノ2及び旧法施行令第25条ノ2の規定により、徴兵の応召期間中の保険料免除の適用期間とされていることから、申立人のA社C支店での厚生年金保険の被保険者資格期間として記録されていることが、同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、上記「兵籍」「身上申告書」等から、申立人は昭和23年9月*日に復員していることが確認でき、A社C支店において同年9月*日に「復職」し、

同日付けで給与欄に「500（円）」と記録されていることがB社から提出された上記人事記録の書類から確認できる。オンライン記録においても、同年9月に同社同支店において、厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に旧法第59条ノ2に該当となっている従業員は13人確認できるが、連絡先が不明であり、特別休職（兵役）期間中の給与の支払及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年7月14日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和26年4月1日から継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡しており、現在の代表取締役は、「会社は、当時の資料を保存しておらず、また、自身は当時小学生であったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について記憶がない。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者であった従業員7名に照会したところ、回答のあった3名は申立人のことは記憶していたが、申立人の入社時期までは記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない上、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が、自分より先に入社したと記憶している同僚2名のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、それぞれ昭和26年4月1日、同年7月1日であることがオンライン記録及び上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、そのうち1名は自身の入社日と資格取得日は2年6か月ほど相違していると供述していることから、同社は、入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていたことが

うかがわれる。

加えて、申立人は、従兄弟が自分よりも2か月から3か月後に入社したと供述しているところ、オンライン記録及び上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該従兄弟の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和26年9月1日と確認できるが、同人は既に死亡しているため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 6 月 1 日からA社に勤務していたため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと申し立てている。

しかしながら、A社が保管する従業員名簿から申立人の入社日は、昭和 36 年 5 月 * 日となっていることが確認できる上、同社は、社会保険手続に関する当時の資料等が無いため、試用期間の有無や保険料の控除については不明としている。

また、申立人が同期に入社したとしている同僚 3 名の厚生年金保険被保険者資格の取得日についても、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和 36 年 6 月 1 日となっていることが確認できる上、当該同僚のうち 2 名は、同社入社前に当たる申立期間において、それぞれ他社にて厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できる上、そのうち 1 名はA社には 1 か月ほどの試用期間があったと供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社で勤務していた従業員 15 名（上記同僚を含む）に、申立人の勤務状況等を照会したところ、そのうち昭和 35 年 3 月より加入記録のある 2 名の従業員は、「申立人は昭和 36 年に入社している。」と供述している。

加えて、上記照会により、回答のあった同僚、従業員から申立人の申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得ることができなかった。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月19日から同年9月10日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された旅客自動車就業証及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同社は既に同保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の代表取締役は死亡していることから、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の当時の経理担当者は、「当時の運転手のほとんどが歩合制の給与で、手取額を多くしたい者は厚生年金保険に加入していなかった上、昭和30年4月以降は、経営状態が厳しいこともあり、固定給の事務職と整備等の社員の加入のみで、代表取締役の一存により加入を抑えていたので、申立人も加入はしていないと思う。」と供述している。

さらに、上記A社の複数の元従業員においても、申立人の厚生年金保険の適用状況について回答を得ることができない上、給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人はA社がB協会に加入していることをもって厚生年金保険についても加入しているはずであるとしているところ、同協会では当時の資料は無く、法人の加入要件として厚生年金保険の加入が条件になっていたかは不明であると供述している。

このほかに、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、

給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 47 年 6 月 1 日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された失業保険受給資格者証における昭和 47 年 6 月 1 日 A 社採用、就職支度金受給手続指示済、との記載及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の社会保険関係事務を担当していた事業主に照会をしたが、回答が無いため、同社及び事業主から当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じく昭和 47 年 8 月 1 日付けでA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 3 人のうち、連絡先の判明した 2 人に照会したところ、1人は「自分は昭和 47 年の 6 月か 7 月に同社へ入社した。」としており、もう 1人は「自分は 47 年の 7 月中に入社した。」としていることから、同社では、申立人を含め 4 人に係る被保険者資格の取得手続を同年 8 月 1 日に一括して行ったことがうかがえる。

さらに、上記の 2 人の従業員は「被保険者資格を取得する前の昭和 47 年 6 月又は 7 月の給与から保険料が控除された記憶は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月から 10 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の事業主及び従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社では、雇用保険は全社員に加入させていたが、厚生年金保険については、本人の希望により加入手続を取っていた。申立人に厚生年金保険加入の話をしたところ、手取り収入を多くしたいので社会保険には入らなくてもよいと言ったので、厚生年金保険の加入の手続を行っておらず、給与から保険料の控除もしていなかった。」としている。

また、申立人が記憶する二人の同僚について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いところ、事業主は、この二人についても厚生年金保険の加入を希望しなかったため手続きをしていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで
② 昭和 63 年 7 月 1 日から平成 2 年 5 月 29 日まで
③ 平成 6 年 3 月 2 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 6 年 9 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の標準報酬月額が事実と相違している。申立期間①においては月額 50 万円の給与を、申立期間②においては月額 70 万円の給与を、申立期間③及び④については月額 34 万円の給与を受けていた。給与明細等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いが、申立期間①から④における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、月額 50 万円の給与を支給されていたと申し立てている。

しかし、A社は平成 14 年 12 月 3 日に既に解散していることから、同社から、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

そこで、A社の申立期間当時の代表取締役役に文書で照会をしたが、回答が得られず、同人から、申立人の申立期間①における報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当た

らない。

- 2 申立期間②について、申立人は、月額 70 万円の給与を支給されていたと申し立てている。

しかし、B社は平成 14 年 12 月*日に既に解散していることから、同社から、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

そこで、当時のB社の代表取締役が社会保険担当役員であったとする者に文書で照会したが、回答が得られず、当該者から、申立人の申立期間②における報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B社においては、申立人以外の者についても不自然な記録訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、申立期間③についてはC社に、申立期間④については同社の子会社であるD社に継続して勤務し、月額 34 万円の給与を支給されていたと申し立てている。

しかし、C社及びD社は所在地が確認できず、また、当時の両社の代表取締役は、連絡先が不明で照会をすることができないため、これらの会社及び事業主から、申立人の申立期間③及び④の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

そこで、一部の従業員がC社及びD社の経理部長であったとする者に文書で照会したものの回答が得られず、当該者から、申立人の申立期間③及び④における報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、一部の従業員がC社及びD社の経理を1人で処理していたとする者に対して、文書で照会したが、社会保険手続事務責任者及び担当者が誰であったか「覚えていない。」と回答があり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

加えて、C社及びD社においては、申立人以外の者についても不自然な記録訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年10月31日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社B支店の職場のうちのC駅構内で、臨時職員の身分で運転手の助手として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社B支店の職場のうちのC駅構内で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。また、申立人は、同僚を1人のみ記憶していたが、当該者は特定できず、その者から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同じC駅構内で正社員の運転手として勤務していたとする従業員は「同社B支店における正社員には職種が事務職と作業職とがあり、運転手は作業職であった。運転手は試用期間が1年間あり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。また、臨時職員の制度があり、臨時職員は厚生年金保険に加入しておらず、長期にわたり臨時職員であった人もいた。」としている。

また、申立人と同じ臨時職員の身分で運転手の助手として勤務したとする従業員は「自分は臨時職員として昭和37年4月1日に入社し、その後試験を受けて38年10月1日に正社員になった。臨時職員の期間は雇用保険には加入で

きたが、厚生年金保険には加入できなかった。」としている。

これらのことから、申立期間当時、A社B支店は、臨時職員については、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月末日から 55 年 3 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に運転手として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録がない。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主からの回答から判断すると、申立人は申立期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の A 社における厚生年金保険の取扱いについて、同社の事業主は、「従業員からの加入の申し出が無い場合は、加入を希望していないものとして、加入させていなかった。加入していない従業員から厚生年金保険料を控除することは無い。」と述べている。このことについては、社会保険事務所（当時）が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者数は 7 名から 8 名であるが、申立人及び複数の従業員は、「同社には、運転手が 10 名から 20 名程度勤務していた。」と述べていることから、一部の運転手が厚生年金保険の被保険者となっていなかったことがうかがえる。

また、B 社が提出している被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 55 年 3 月 1 日であることが確認できる上、同社が加入している C 健康保険組合の記録においても、同日に資格取得していることが確認でき、社会保険事務所の記録と同健康保険組合の記録は一致している。

なお、申立人は、一緒に入社したとする同僚とともに、昭和 52 年秋ごろから厚生年金保険料が控除され始めたと申し立てているが、当該同僚及び複数の従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確

認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から40年4月21日まで
A社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和39年7月28日に、申立人の健康保険被保険者証を返納した旨の記載があることから、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日に係る届出を行ったことが認められる上、当該被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

また、申立人が申立期間当時、A社B営業所に勤務していたとする上司及び同僚10名のうち、申立期間も同社の被保険者記録が継続している者は2名いるが、両名とも死亡又は連絡先が不明である上、ほかの8名は昭和39年7月前後に資格喪失しており、そのうち、連絡のとれた2名は、「自身の退職日と社会保険事務所において記録されている資格喪失日とは一致しており、同事務所の記録のとおりである。」と述べている。

なお、申立期間当時にA社B営業所の所長であった元従業員は、「自分はC県にある本社から転勤となったが、A社の経営状況が悪いことから、B営業所の後始末の準備を目的に転勤した。」と述べており、加えて、同営業所の同僚も「会社の経営状況が悪いことを感じていた。」と述べていることから、同時期にB営業所の多くの社員の資格喪失につながったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 10 日から同年 7 月 17 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 24 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 20 日までの期間について、継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚は、「申立人の勤務期間は短かったと思うが、申立人が一度退職し、再入社したことは無かった。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社が提出している厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 25 年 5 月 10 日と記録されており、また、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険健康保険被保険者名簿によれば、同資格喪失日は同年 5 月 10 日と記録されていることが確認でき、両者の記録は一致している。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格取得日から資格喪失日である昭和 25 年 5 月 10 日までの期間に係る加入記録の備考欄に「病気」という記載がみられ、これを記載した申立期間当時の同社の社会保険担当者は、「当時、病気と記載したということは、その理由により厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失させており、給与は支払われていなかったため、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。なお、申立期間当時の従業員は、一年以上の勤続が無ければ休職の対象にはならなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 43 年 5 月 26 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元代表者及び複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の元代表者は、同社は既に閉鎖しており、当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないが、厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

さらに、A社の従業員は昭和 43 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとしている。

加えて、申立人と同様に、B社において昭和 43 年 5 月 26 日に資格を喪失し、同年 8 月 1 日に、A社において資格を取得している者が複数いることが、事業所別被保険者名簿により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 10 日から 36 年 3 月 30 日まで
② 昭和 39 年 1 月 15 日から 47 年 4 月 10 日まで
③ 平成 9 年 4 月 10 日から 12 年 4 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びC社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社の代表者の所在が不明であり、申立人は、同僚の名字しか覚えておらず、当該同僚の氏名を特定できないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて、確認することができない。

申立期間②については、B社の元代表者の妻の供述から、申立人は、申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、B社は、昭和 53 年 5 月 1 日に、任意包括により厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、B社の元代表者の妻は、「適用事業所となるまでの期間については、従業員は、国民年金に加入していた。」と供述しており、同人を含む複数の従業員は、同社が適用事業所となるまでは、国民年金に加入し、当該保険料を納付していた記録が確認できる。

申立期間③については、C社が保有している労働者名簿兼乗務員台帳及び同社が加盟するD協会が管理している乗務員台帳から、申立人は、当該期間の一

部の期間に、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社の代表者は、申立人のような、採用時に年齢が60歳を超えている従業員については、定時制勤務とし、厚生年金保険には加入させていないとしており、また、同社が保有している労働者名簿兼乗務員台帳において、申立人は定時制勤務であることが記載され、さらに、同社の代表者は、採用時の面接の際、申立人が自ら厚生年金保険に加入しない定時制勤務を希望したことを記憶していると供述している。

また、申立人が当時、居住していたE市において、平成7年8月16日から13年8月26日までの期間については、申立人の国民健康保険の加入履歴がある。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 10 月 5 日まで
④ 昭和 54 年 1 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①、②及び③、C社（現在は、D社）に勤務していた期間のうちの申立期間④、E社（現在は、F社）に勤務していた期間のうちの申立期間⑤について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について保険外交員として継続して各社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、B社から提出のあった申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

このことについて、B社は、「同社では、保険外交員は数か月毎に営業成績や勤務を基にした査定があり、査定結果において歩合給のみの職階へ移行した場合は、社会保険の被保険者資格を喪失させており、被保険者資格を喪失させた期間については、保険料の控除も停止していた。」と回答している。

申立期間④については、D社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間④に係る勤務の実態や厚生年金

保険料の控除については分からないと回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「同社では、営業成績によって厚生年金保険の加入非加入が決まり、成績が良くない場合は厚生年金保険に加入することができなかった。」と供述している。

申立期間⑤については、F社から提出のあった外務員名寄せ照会データから、申立人は、E社に勤務していたのは昭和55年11月*日から56年4月*日までの期間であり、申立期間⑤については同社に勤務していたことを確認することができない。

また、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「同社の保険外交員は、契約形態によって厚生年金保険の加入非加入が決まっており、非加入であった従業員もいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 1 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年3月から同社で勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

また、A社の顧問社会保険労務士が保管していた社会保険台帳に記載されている申立人の厚生年金保険の資格取得日は、オンライン記録と一致している上、雇用保険離職証明書の資格取得日もオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時勤務勤務していた複数の従業員に照会したところ、申立人の入社時期や厚生年金保険料の控除について記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8625（事案1894の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）へ照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び同社又はB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たため、第三者委員会に対して申し立てたが、どちらも認められなかった。職歴を記載した履歴書を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料が無いことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議に納得できないとし、当時の職歴を記載した履歴書が見つかったので、再度調査してほしいとしているが、当該履歴書によると、申立人がA社において厚生年金保険に加入していた昭和35年10月から36年2月までの期間は、B社に在籍していた期間となっており、申立人は「当該履歴書は、あいまいな記憶に基づいて作成した。」と供述している。

また、申立期間①について、申立人が記憶していたエピソードとA社における同僚の供述が一致したことから、申立人は、申立期間①当時に同社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる新たな資料、供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿から、再度複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった上、申立人と同様に運転手であった二人の従業員は、「入社してから2か月後又は3か月後に健康保険の被保険者証をもらった記憶がある。」と供述している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は既に社会保険事務所に訂正の届けを行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、年金給付に反映される期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった「退職手当金および退職年金支給計算台帳」から、申立人は、申立期間は同社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人の同社における資格喪失日を昭和61年12月31日から62年1月1日に訂正する旨を届け出ていることが確認でき、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された申立人に係る昭和61年の源泉徴収票から、社会保険料は11か月分しか控除されておらず、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 11 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和48年8月1日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における複数の従業員の供述から判断すると、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間当時は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

また、A社の社会保険事務を代行していた社会保険労務士は、「当時の同社では、厚生年金保険の未加入者が多数いたように思うし、同社は正確な手続をしていなかったように記憶している。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、5人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況や同社における厚生年金保険加入非加入の取扱いについては分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 21 日から 62 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。確かに同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の人事記録データから、申立人が同社に最終的に在籍していた期間は、昭和57年1月*日から61年5月*日までであり、申立期間の在籍については確認することができないと回答している。

また、オンライン記録から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与は日払いで支給されていたと供述しているが、A社は、「同社では、従業員の給与を日払いで支払う制度は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8629 (事案 5083 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月から 28 年 3 月 31 日まで

A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から申立内容を確認できる資料が無い等の理由で、記録訂正できない旨の回答があった。しかし、確かに勤務していたので、再度調査して被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間当時、A社のB出張所に勤務していたことは確認できるが、同社は、同社が保管している社員名簿及び人事記録に申立人の氏名が無いことから、申立人は正社員ではなく、当時の同社では、正社員以外は、健康保険には加入させても厚生年金保険には加入させない取扱いがあったと回答していること、同社の従業員が、正社員以外の従業員については、厚生年金保険の加入が無かったと供述していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、上記通知に納得できないとして、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張し、再調査を希望したものである。

しかし、申立人から新たな資料の提示がない上、当委員会で再度確認した結果、A社は、新聞による求人募集は、緊急に募集すべきときであり、有期雇用の可能性が高く、当時は原則有期雇用の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。また、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月10日から同年6月1日まで

A庁に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A庁が作成した申立人に係る履歴書及び辞令書により、申立人が昭和23年5月10日から継続して同庁に勤務していたことが確認できる。

しかし、A庁は既に廃止されており、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況に係る資料を入手できず、また、申立人が記憶している上司や同僚は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除等については確認することができない。

そこで、A庁に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和23年4月から同年6月までの期間に被保険者資格を取得した申立人以外の322人の従業員の資格取得日を見ると、全員が当該月の1日付けとなっていることが確認できる。そして、申立人と同様に23年6月1日に資格取得している従業員1人は、「A庁に昭和23年5月中旬から勤務した。」と供述していることから、同庁では申立期間当時、各月の1日付けで一括して厚生年金保険に加入手続を行っていたものと考えられる。

また、申立人に係る被保険者資格取得日については、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿と上記被保険者名簿とが一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 1 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間の一部である昭和 42 年 8 月 29 日から 45 年 1 月 31 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は平成 15 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表者からは当時の事情を聴取できないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社の継承会社であるB社の代表者は、「申立期間当時の従業員の賃金台帳等はすべて廃棄しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。また、自分はA社に昭和 55 年 4 月ごろ入社したが、厚生年金保険に加入したのは59年1月である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚7人のうち、連絡先が判明した2人に照会したところ、いずれも「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては覚えていない。」と供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる従業員7人に照会したところ、4人から回答があり、1人が「申立人が勤務していたこと

は覚えているが、厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては覚えていない。」と供述しており、他の3人も申立人の厚生年金保険料の控除について覚えていないとしている。そして、上記従業員の1人は、「当時、A社は、従業員の出入りが激しかったため、入社しても、すぐに厚生年金保険に加入させていなかった。自分は昭和43年1月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年8月である。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、欠番は無く、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の工場に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の工場（営業所）に勤務していたと申し立てているが、同社は、「申立期間当時の従業員に関する人事記録等を保管していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については確認できない。」と回答している。

また、申立人は、当時の上司等3人を記憶しているが、名字しか覚えておらず、人物が特定できないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した従業員37人に照会したところ、22人から回答があったが、いずれも申立人を覚えていない旨の供述をしている。

一方、A社の当時の複数の従業員は、「当時は、入社後6か月から2年程度の試用期間を設け、その間は臨時社員として取り扱い、厚生年金保険には加入させていなかったとのことであった。申立人の年金記録が無いとすれば、申立人についても同様の取り扱いであったと思われる。」と回答している。また、上記回答を行った従業員のうち、入社時期について供述が得られた従業員2人は、供述内容及び上記被保険者名簿により、入社後6か月又は2年7か月経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが認められる。これらのことから、同社では、当時、入社後一定期間が経過した後、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の

整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 13 日から 54 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社の元役員は、「申立期間当時の従業員の人件や給与等に関する資料は保存されていないが、申立人は、昭和 51 年 7 月にA社を辞めたので、厚生年金保険及び雇用保険から脱退させた。その後、54 年 7 月に、もう一度A社で働きたいというので再入社させた。入退社の都度、厚生年金保険等の資格の取得・喪失等の届出は適正に行っていた。厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は同時に加入させていた。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚 5 人のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したところ、いずれも、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間も勤務していたか否かは不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、連絡先が判明した 8 人に照会したところ、5人から回答があり、そのうち 3人が、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間も勤務していたか否かは分からない。」と回答しており、他の 2人は申立人を記憶していなかった。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 51 年 7 月 12 日に被保険者資格を一度喪失し、再度 54 年 7 月 1 日に資格を取得しており、申立

期間の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の記録では、人材派遣会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、昭和 58 年 4 月から 63 年 2 月まで同社からB社に派遣され勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

派遣先のB社の複数の元従業員が「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、A社からB社に派遣され、勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の社会保険事務手続・経理事務担当者は、「申立人は、請負契約で働いていたと記憶しており、社会保険には加入していない。保険料も控除していない。後日、請負契約から雇用契約に変更し、正社員となり、社会保険に加入したと記憶している。」と回答している上、元同僚も「申立人は、申立期間当時、請負契約であった。雇用契約は無いと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社とは雇用契約ではなく請負契約だったため厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

また、申立人は、A社との契約について、「契約書を取り交わしていないため請負契約か雇用契約か不明であり、入社時から退社時まで給与明細書が発行されることがなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所（昭和26年7月にB事業所に名称変更）の食堂に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、昭和25年7月から28年12月まで同事業所で継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元同僚が「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、A事業所における仕事の内容を「食堂での賄い、ウェイトレス」と供述しているところ、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号。各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）により、昭和26年7月1日以降、連合軍要員のうち、ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとされている。

また、A事業所の元従業員は、「C県管理事務所から、食堂等で勤務する者は、雇用形態が政府から米軍直接雇用になるので、年金は掛けなくなると言われ、保険料が控除されなくなった。その後、同管理事務所から、また厚生年金保険に加入するようになるからと言われ、昭和26年12月より再び厚生年金保険に加入するようになった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から28年6月1日まで
厚生年金保険の記録では、父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には昭和24年10月から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の元代表取締役である申立人の父及び事業を引き継いだ長兄も既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿にも不自然な点は見られない。

さらに、A社の元代表取締役の二男である申立人が厚生年金保険に未加入であるにもかかわらず、同社が44か月もの長期にわたって保険料を控除し続けることは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 35 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には昭和 32 年 5 月から継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の息子及び申立人の姉が「申立人は、昭和 32 年春ごろに同社に入社した。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、同社の代表取締役も既に死亡しているため、同社及び当該代表取締役に申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に、適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について照会したが、回答のあった 1 名は不明としているため、元従業員から申立期間の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 21 日から 37 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員が「入社から退社まで申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の代表取締役も死亡していることから、同社及び当該代表取締役から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 36 年 11 月 21 日以前に同社で厚生年金保険に加入し、かつ 37 年 4 月 1 日に同社で厚生年金保険に再加入している従業員が多数確認できることから、同社では申立期間当時、何らかの理由で従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間に厚生年金保険が未加入となっている従業員は、いずれも給与明細書等、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 4 月まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いが、同社では、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員が「申立人が昭和 45 年 10 月から 46 年 1 月ごろまで同社に在籍していた記憶がある。」と回答していることから、期間を特定することはできないが申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の元代表取締役は、「会社を辞めて 10 年以上も経っているので、書類は何も残っていない。」と供述しているため、同社及び当該代表取締役から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 4 月 1 日であり、申立期間のうち 46 年 1 月から同年 3 月 31 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、上記のA社の元代表取締役は、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員の給与から厚生年金保険料を控除したことはなかった。」と述べている上、複数の元従業員は、「昭和 46 年 3 月以前は、給与から保険料が控除されたことはなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 49 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社の経営は父が行い、申立期間に勤務したことは確かなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の元従業員の供述により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、申立期間当時の同社の代表取締役も既に死亡しているため、同社及び当該代表取締役から申立人の申立期間の厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の事実上の経営者は申立人であったと思われる。」と回答している上、同社の申立期間当時の経理担当者は、「申立人は同社の事実上の経営者であり、申立人の父の名前で支払われていた給料を申立人に渡していたので、申立人には給与の支払が無く、厚生年金保険にも加入していなかった。」と回答しているため、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月16日から平成4年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票の一部を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した昭和59年1月16日から平成4年10月1日までの標準報酬月額が、同社より支給された給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された昭和60年8月及び62年2月の給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人から提出された昭和62年分及び平成3年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、当該年のオンライン記録における標準報酬月額を基に算出した社会保険料等の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、A社において被保険者となっていた従業員3名が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、各従業員に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

そこで、A社において経理部門を担当していた元役員に、オンライン記録の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低額になっている点につき照会したところ、「同社の多くの従業員の給与は、完全歩合制であった。年間を通じて繁忙期があったが、標準報酬月額の算定時期は繁忙期にあたり、この

期間に支払われる給与額をそのまま届け出してしまうと、従業員の標準報酬月額が異常に高くなってしまう。そのため、各従業員のおおよその年収を12分割した額を届け出していた。」旨の供述が得られた。

また、給与及び社会保険を担当していた元従業員にも同様の照会をしたところ、「従業員の給与の一部には賞与分が含まれており、月額給与から賞与の額を除いた残額を報酬月額として届け出していたので、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなることがあった。」旨の供述が得られた。

両者の供述には若干の相違点があるものの、A社では、各従業員の厚生年金保険料を抑制するために、実際の給与額よりも低い額を報酬月額として届け出たことがうかがわれ、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

このほか、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る賃金台帳等の資料は保存されておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月15日から39年2月8日まで

年金受給の手續に社会保険事務所(当時)に行った際、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いと言われた。私が勤務したことは確かなので、その後15回ほど社会保険事務所に通い、記録が異なるのではないかということをし、申し立てたところ、最後に脱退手当金を支給していると言われた。私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前3ページ、後5ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年2月8日の前後1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8名は資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録のある者の一人は、当該事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和39年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月17日から36年11月1日まで
② 昭和36年11月6日から37年2月4日まで

年金受給の手續に社会保険事務所（当時）に行った際、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されているということを知った。脱退手当金という制度についてはそのとき初めて知ったし、また私は脱退手当金を請求も受給もした記憶は無い。調査し記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立期間に係る事業所の複数の女性従業員は、社会保険事務担当者から脱退手当金制度の説明を受けたと供述しており、その中には、当該事務担当者が手續を行った旨の供述をしている者もいることを踏まえると、当該事業所が、従業員の希望に応じて手續を行っていた可能性もうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 11 月 5 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月から A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は昭和 60 年 11 月 5 日と記載されており、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社が保管していた昭和 57 年 10 月から 60 年 11 月 5 日までの期間に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」による各月別の資格取得者数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における各月別の資格取得者数は、すべて一致しており、当該期間において、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録は無い。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員 30 人に照会したところ、回答を得た 13 人全員が申立人を記憶していないことから、申立期間における申立人の勤務の実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、ほぼ同時期に採用された妹には同社での厚生年金保険の加入記録があり、私に無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の上司や同僚を上記の妹と義弟を除いて記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務の実態や、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった6人全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、申立期間においてA社本社経理部に勤務していた従業員は、「同社では、厚生年金保険に加入していない者もいた。現場責任者は、厚生年金保険に加入しなければならぬという意識が無かった。」としている上、同社事業本部長であった者は、「同社は、昭和45年12月に従業員数は約2,200人いたが倒産した。会社として厚生年金保険への加入について明確な基準は無かった。」としているところ、上記被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった45

年 12 月 12 日に 359 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当時、同社においては、相当数の従業員が、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間は、すべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで
② 昭和 49 年ごろから 52 年ごろまで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、申立期間①及び②も間違いなく会員募集の営業社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における上司及び複数の従業員の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社には、当該期間における申立人に係る記録が保管されていないこと及び当時の経理担当の役員が既に亡くなっていることから、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①について、申立人は、A社に勤務した後にC社に数年間勤務していたとしているところ、申立人に係る雇用保険の記録では、A社の加入記録は無く、昭和 47 年 11 月 25 日にC社において加入している記録があることから、同年 11 月 25 日以降の期間について、申立人はA社に勤務していなかったと認められる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答があった 10 人全員が申立人の勤務期間を記憶していなかった。

加えて、A社における営業担当取締役及び経理事務担当者は、同社では当該期間において、60 人程度の従業員が勤務していたとしているところ、上

記の被保険者名簿では、同社が適用事業所となった昭和45年12月8日から47年11月25日までの期間における資格取得者は38人であることから、同社では、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社における従業員の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、既に解散していることから、同社の関連会社であるD社に照会したところ、「申立人が当該期間においてB社に勤務していたことを確認できる資料を保管しておらず、勤務の実態を確認できない。」との回答であり、当時の事業主に照会したものの回答は得られないため、当該者から申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人がB社にほぼ同時期に入退社したとする同僚は、同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者であった複数の同僚に照会したところ、回答があった従業員2人のうち1人は、「昭和48年ごろ同社に入社したが、資格取得日は50年2月となっている。入社してかなり後に資格取得しているのは、事業主の考えですぐに加入させたり、しばらくしてから加入させたりしていたようだ。」としており、ほかの1人は、入社してかなり後に資格取得したとしている。

加えて、申立人及びB社の複数の同僚は、当該期間における同社の従業員数は16人から20人程度と記憶しているが、当該期間における被保険者数を確認したところ、大半の期間においては被保険者数が13人以下であり、15人を超える期間は確認できない。

このことから、B社では、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 28 年 4 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社（現在は、B 社 C 支店）では、4 か月間の加入記録しかないとの回答があったが、昭和 28 年 4 月 20 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではないため、B 社に申立期間当時の状況について照会したところ、当時の人事記録等の書類を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 社健康保険組合及びユニオンショップである同社労働組合に照会したが、申立期間当時の記録が確認できない旨回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に勤務が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の事業主による給与からの控除の状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 34 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和32年6月1日から33年5月20日までの期間であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の商業登記の記録は所轄法務局で確認できず、事業所別被保険者名簿で確認できる事業主の所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人はA社に勤務していた当時の同僚を記憶していないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答があった者は当時の状況について明確な記憶が無く、申立人についても記憶していない旨回答しており、申立期間当時、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年7月31日まで

昭和21年8月1日にA事務所に採用され、23年7月31日に退職したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間後に勤務した事業所の代表者が36年3月6日付けで証明した履歴書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した事業所の代表者が証明した履歴書から、申立人が、申立期間においてA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事務所は、同社の所在地を管轄する法務局における商業登記の記録が無く、また、オンライン記録によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

さらに、申立人及びA事務所の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の同僚等の存在を確認できないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除状況等を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月23日から21年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和19年10月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の元同僚の「私と申立人は、女子挺身隊員として同社に勤務した後、時期は特定できないが、同社を退職して学童疎開児童の保母となり、別々のお寺で勤務した。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年10月23日に喪失し、その喪失原因として「19.10自己都合」と記載されている上、多数の被保険者が申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は既に死亡している上、B社の人事担当者は「当時の申立人に係る関係資料が残っていない。」旨供述しているため、A社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 48 年 3 月から勤務し、一度退職した後、再び勤務しており、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「当時、申立人が当社に勤務していた記憶は無い。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない上、当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうか断定できない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、名前は忘れたが会社の男性から、一度目の勤務の際に2か月で辞めたので、今回は厚生年金保険に加入させないと言われた。当時の源泉徴収票には、給与の額と税金の額しか記載が無かったと思う。」旨供述しているところ、申立人から提出のあった源泉徴収票には、「社会保険料の金額」欄に保険料控除の記載が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 10 日から 49 年 3 月 13 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和46年1月から49年3月まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった退職者名簿(昭和39年2月から49年11月までの期間における入社年月日及び退職年月日が記載されているもの)から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の人事・総務担当者は、「キャバレー部門の従業員は、当時、雇用保険には加入させていたが、本人からの希望がない限り、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述しており、このことは、申立期間において、同社のキャバレー部門の従業員40人のうち、37人の従業員について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が見当たらないことから確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月ごろから 21 年 3 月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B研究所に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。同研究所で勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B研究所に事務職として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てているところ、申立人が同研究所における上司及び同僚として名前を挙げた5人のうち一人は、同研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できること及びその供述から判断すると、申立期間の中で期間は特定できないものの、申立人が同研究所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、上記5人のうち4人は被保険者記録が確認できず、A社B研究所では必ずしもすべての職員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、A社B研究所は、昭和20年8月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社本社も既に解散していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の後継会社とされるC社は、「A社は、当社の前身の企業ではあるが、法人格が違うためA社に在籍していた者の人事記録等は当社で管理しているものではなく、申立人の在籍及び厚生年金保険の届出状況について確認できない。」と回答している。

加えて、事務職の労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年

10月1日からであることから、申立期間のうち同年2月から同年9月までの期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時の勤務状況等の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している上司3人のうち、一人は既に死亡しており、他の二人も連絡先が不明である上、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員7人は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について確認できない。

また、A社の元取締役は、「従業員の中には、保険料を引かれると給料が減るので厚生年金保険に加入しない人もいた。同社は、希望者だけ厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述し、同社の当時の経理部長は、「給与から保険料を天引きされると手取りが少なくなるので、人によっては、加入しない人もいたと思う。」と供述している。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡している上、同社の元取締役は、申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないと供述していることから、申立人の勤務状況等について確認できない。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無

く、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間にC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、事業所別被保険者名簿により、昭和43年3月12日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

また、C社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は、申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務状況等について確認できない。

さらに、申立人が記憶しているC社の上司に照会したところ、申立人を記憶していない上、同社が適用事業所となった時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員6人も申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 14 年 7 月 29 日まで
オンライン記録では、A社の代表取締役就任した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた報酬と大きく相違している。申立期間の標準報酬月額は、平成 13 年 12 月ごろ同社の代表取締役を退任した後に、改ざんされたものであるため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 14 年 4 月 8 日付けで、13 年 10 月の標準報酬月額の定時決定 (62 万円) が取り消され、同年 5 月 1 日にさかのぼって 53 万円に減額処理され、さらに、同年 5 月から 14 年 6 月までの期間の標準報酬月額 (53 万円) が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (14 年 12 月 31 日) の後の 16 年 3 月 12 日付けで、当該期間の標準報酬月額が 30 万円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 8 年 4 月から 13 年 4 月までの期間の標準報酬月額は、当初、8 年 4 月から 12 年 9 月まで 59 万円、同年 10 月から 13 年 4 月までは 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (14 年 12 月 31 日) の後の 17 年 3 月 10 日付けで、当該期間の標準報酬月額が 30 万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、平成 14 年 7 月 28 日にA社の代表取締役を退任していること (17 年 1 月 18 日登記) が確認できるものの、社会保険事務所 (当時) が保管する滞納保険料に係る資料により、申立人は、代表取締役在任中だけでなく、退任後も引き続き、滞納保険料について社会保険事務所と交渉しており、同社が 13 年ごろから保険料を滞納するようになったこ

と、16年3月11日には標準報酬月額を訂正する旨を届け出ていること、17年3月9日には事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨及び自身が被保険者資格を喪失した旨を届け出ていることが確認できる。

また、申立人が、平成17年3月9日に社会保険事務所に提出した申立人に係る各健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届8枚及び各健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届2枚には、いずれも申立人の署名及び代表者印があることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社の事業主であるとされていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、平成14年4月8日付けの減額処理、16年3月12日付けの減額処理及び17年3月10日付けの減額処理は、A社の行為として行われたものであり、申立人は、いずれの減額処理にも同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表者として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。